

# 守口市都市計画マスタープラン

いつまでも住み続けたいまち 守口  
く暮らしやすさが、ちようどええく



2021▶2030



# 目次

第Ⅰ章 都市計画マスタープランとは.....	1
1. 都市計画マスタープランの背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
2-1 計画の位置付け.....	1
2-2 計画期間.....	2
2-3 計画の構成.....	3
第Ⅱ章 守口市の現況とまちづくりの課題.....	4
1. 現況.....	4
1-1 位置・地勢.....	4
1-2 本市の状況.....	5
2. まちづくりの課題.....	24
2-1 人口減少・少子高齢社会への対応に関する課題.....	24
2-2 まちの賑わいや活力に関する課題.....	24
2-3 計画的な土地利用の誘導に関する課題.....	24
2-4 安全・安心なまちづくりに関する課題.....	24
2-5 環境に関する課題.....	25
2-6 公共施設や都市基盤の再編統合と計画的な更新に関する課題.....	27
第Ⅲ章 都市の将来像.....	28
1. 将来都市像.....	28
1-1 将来都市像.....	28
1-2 まちづくりの基本方針.....	28
第Ⅳ章 まちづくり構想.....	31
1. 将来都市構造.....	31
1-1 将来都市構造とは.....	31
1-2 将来都市構造を構成する要素.....	31
2. まちづくりの分野別基本方針.....	35
2-1 土地利用方針.....	35
2-2 都市施設整備の方針.....	39
2-3 環境に配慮した都市形成の方針.....	47
2-4 都市景観の形成方針.....	48
2-5 都市防災の方針.....	51
2-6 その他の都市整備の方針.....	54

第V章 計画の実現に向けて .....	56
1. 基本的な考え方.....	56
2. 多様な主体によるまちづくりの推進.....	56
3. まちづくりのマネジメント.....	56
用語の説明.....	57

# 第Ⅰ章 都市計画マスタープランとは

## 1. 都市計画マスタープランの背景と目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいい、長期的な見通しを持ったうえで都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものです。

本市では、平成7(1995)年に都市計画マスタープランを策定して以降、社会情勢の変化等に対応しながら、計画的なまちづくりを推進してきました。

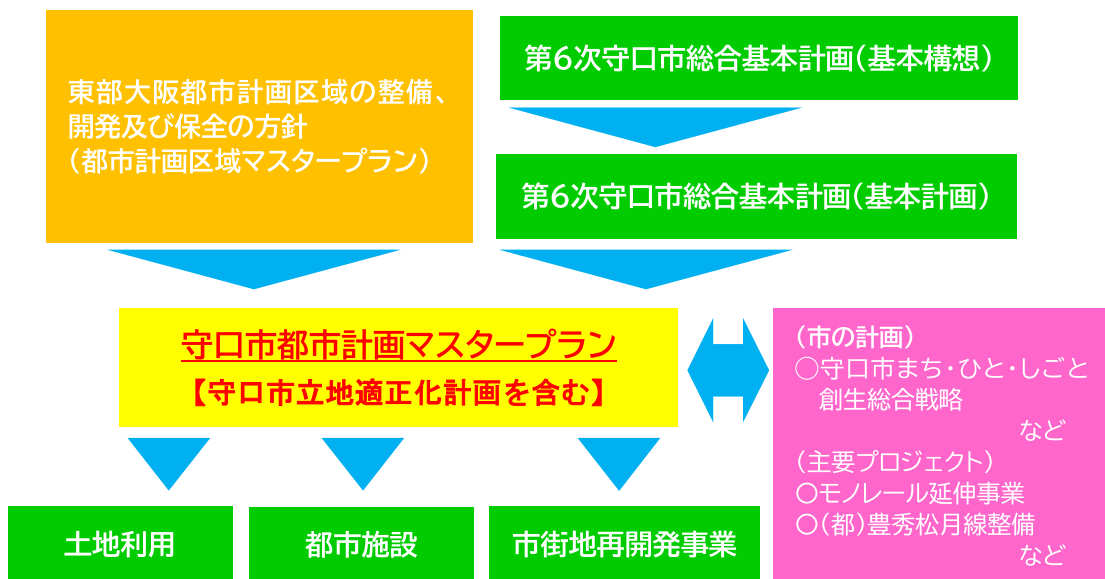
今般、社会情勢の変化や上位計画である「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定や、「第6次守口市総合基本計画」が策定されたこと、関連する施策の進捗、市民の意識といった本市を取り巻く様々な動向が変化していることから、都市計画マスタープランの改定を行いました。

## 2. 計画の位置付け

### 2-1 計画の位置付け

守口市都市計画マスタープランは、「第6次守口市総合基本計画」、大阪府が策定する「都市計画区域マスタープラン」に即し、本市の定める都市計画の方針を示すもので、この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

<関連する計画等の体系>



## 2-2 計画期間

都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来都市像を展望し、将来に向けた、まちづくりの基本方針等を示すとともに、概ね10年後までに実現させていくべき事項を定めるため、目標年次を令和12(2030)年度とし、計画期間を令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までとします。

なお、計画期間内においても、「第6次守口市総合基本計画」における「後期基本計画」（計画期間：令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで）の策定や、社会情勢の変化や都市の課題などに対応していくため、適宜修正を図ります。

### ●計画の目標年次

概ね10年後を目指し、令和12(2030)年度を目標年次とします。

## 第Ⅰ章 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランの策定の背景や計画の位置付けなどを示しています。

## 第Ⅱ章 守口市の現況とまちづくりの課題

本市の状況などを踏まえ、まちづくりの課題を整理しています。

## 第Ⅲ章 都市の将来像

将来都市像やまちづくりの課題を踏まえ、「まちづくりの基本方針」を定めています。

## 第Ⅳ章 まちづくり構想

本市の都市構造等を踏まえ、「まちづくりの基本方針」に基づく、「分野別方針」を定めています。

## 第Ⅴ章 計画の実現に向けて

都市計画マスタープランの実現にあたり、協働によるまちづくりの進め方等について示しています。

## 第Ⅱ章 守口市の現況とまちづくりの課題

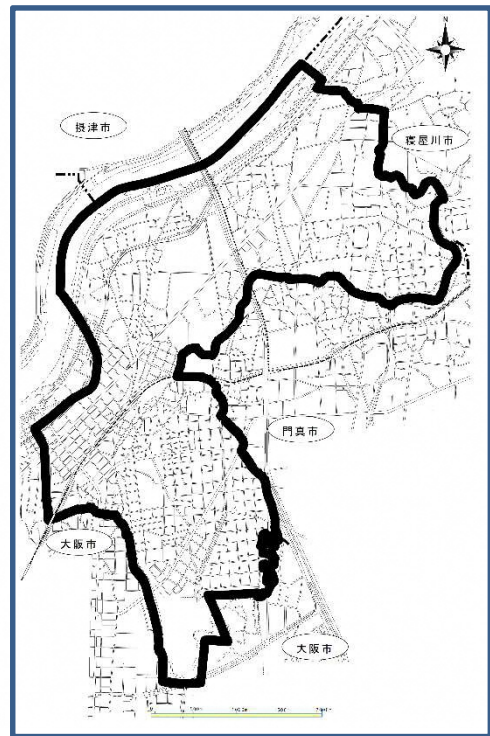
### 1. 現況

#### 1-1 位置・地勢

本市は、大阪平野のほぼ中央部の淀川左岸に位置し、大阪市、門真市、寝屋川市及び淀川を介して摂津市に接しています。

市域の面積は、12.71km<sup>2</sup>で、大阪府では7番目に小さな都市です。概ね平坦な地形となっており、淀川水系寝屋川流域に属しています。市域の大半が市街地ですが、北部を流れる淀川は、貴重な自然環境が享受できる親水空間となっています。また、南部の鶴見緑地には、緑と親しめる空間が整備されています。

府下でもいち早く農村型から都市型へと変貌を遂げ、現在は全域が市街化され、市内には京阪電車、大阪メトロ、大阪モノレールが縦横に走り、国道1号、阪神高速道路、近畿自動車道など各都市間を結ぶ主要道路が整備され、交通の要衝となっています。



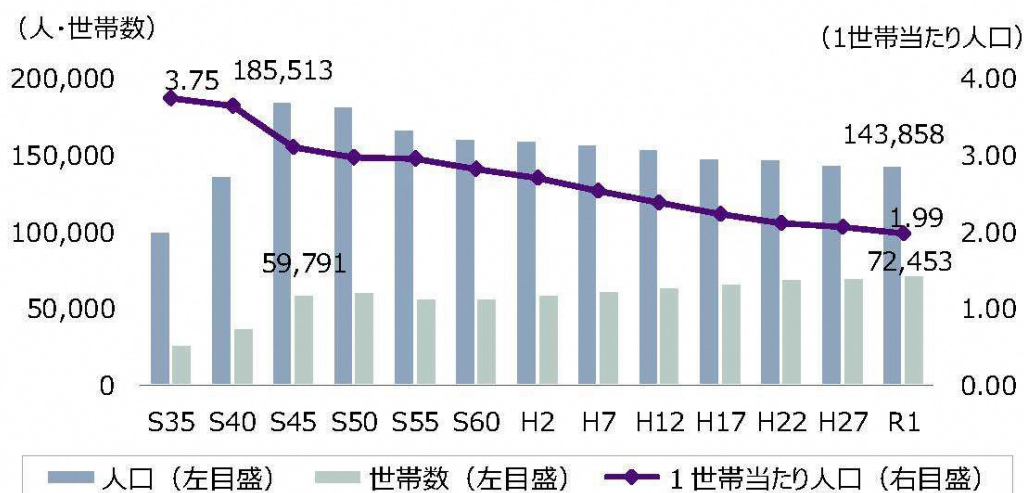


## 1-2 本市の状況

### (1) 人口等

- 本市の人口は、高度成長に伴う都市化の時代に急増し、昭和45(1970)年には185,513人となったものの、その後は減少傾向が続いており、令和元(2019)年には143,858人となっています。そのような中で、世帯数は増加していることから、世帯当たり人口は減少しています。

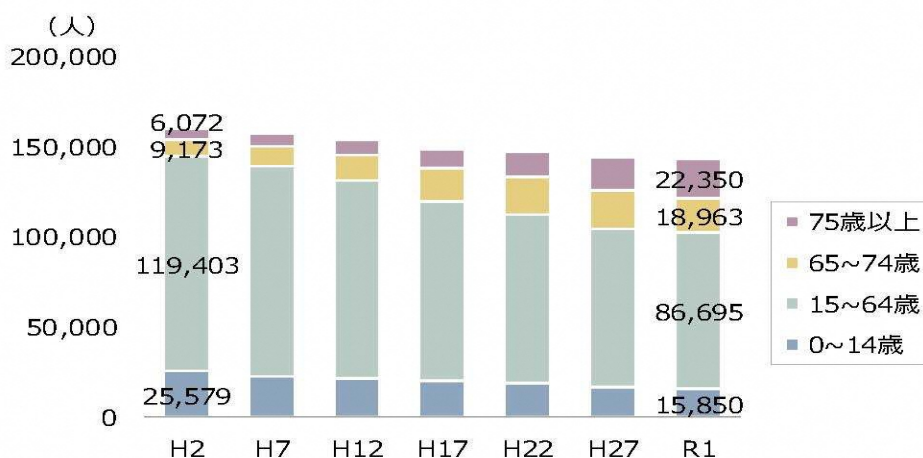
<守口市の人口・世帯数の推移>



(資料) 守口市「守口市統計書(住民基本台帳(各年10月1日現在))(令和元年版)」

- 年齢別人口は、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)の減少、高齢人口(65歳以上)の増加が続いています。

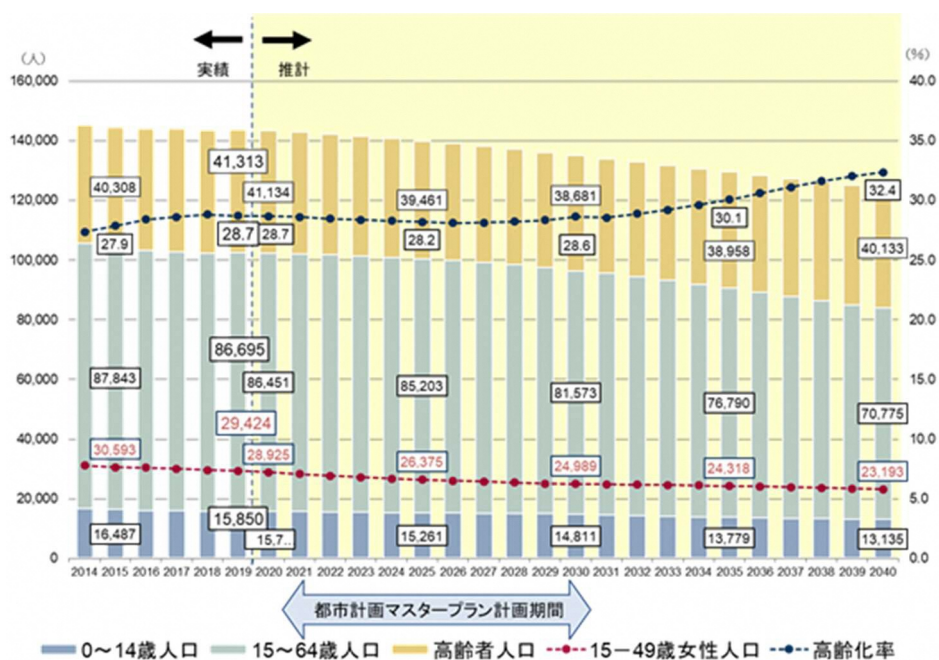
<守口市の年齢別人口の推移>



(資料) 守口市「年齢別男女別人口調(各年10月1日現在)(令和元年版)」

- 将来人口の推計では、令和12(2030)年には約13.5万人に、令和22(2040)年には約12.4万人になることが見込まれます。
- 年齢別人口の推移は、令和12(2030)年に向け、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢者人口（65歳以上）のいずれも減少が見込まれます。また、高齢化率は、28%台で推移した後、令和22(2040)年には約32%となることが見込まれます。

＜守口市の人口（3区分）の推計＞

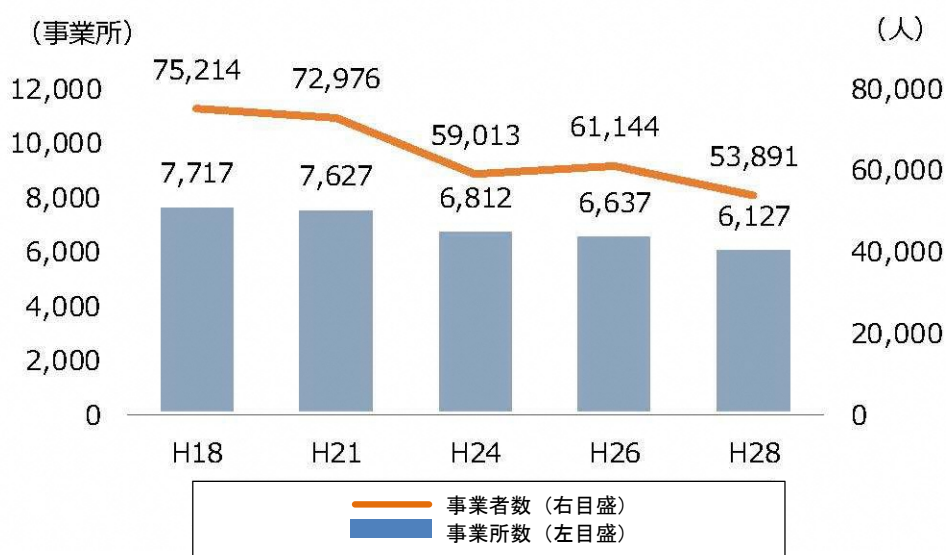


(資料) 守口市「住民基本台帳（各年9月末現在）」より推計

(2) 産業

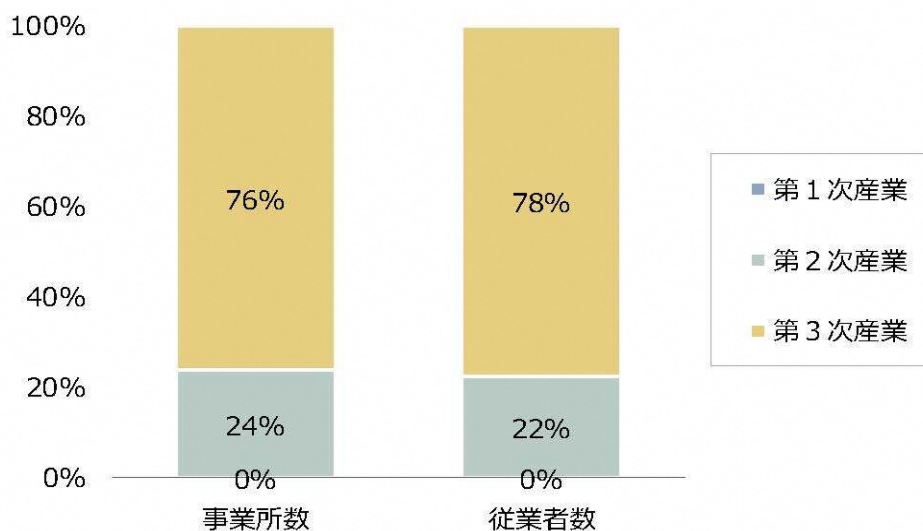
- 本市の事業所数及び従業者数は、ともに減少傾向にあり、産業別の事業所数、従業者数については、第1次産業はごく少なく、第2次産業は事業所数の約24%、従業者数の約22%、第3次産業は事業所数の約76%、従業者数の約78%となっています。

<事業所数、従業者数の推移>



(資料) 守口市「守口市統計書 (事業所) (令和元年版)」

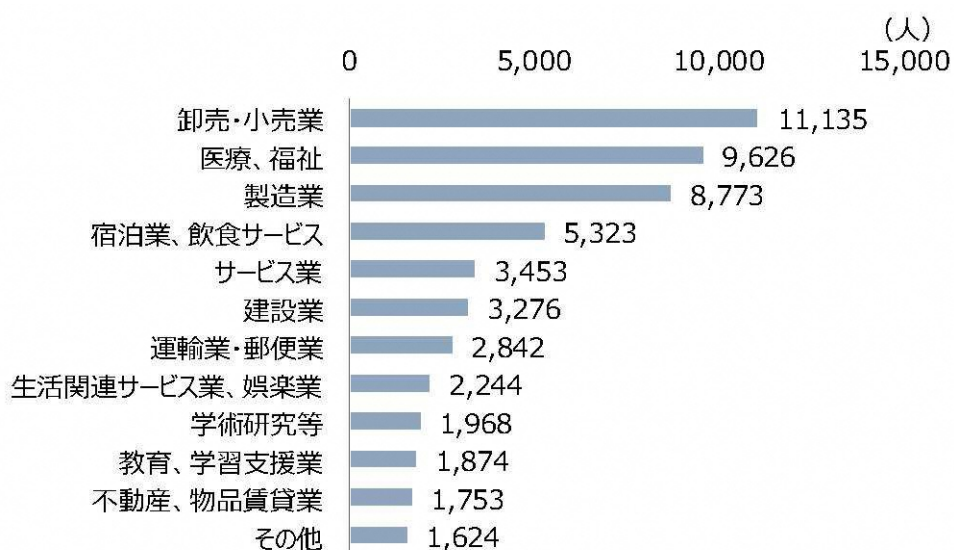
<事業所数、従業者数の内訳>



(資料) 守口市「守口市統計書 (事業所) (令和元年版)」

- 本市の工業は、大手家電メーカーの企業城下町として発展し、これらの下請け企業を中心に小規模な企業が大半を占めていました。しかし、高度経済成長の終焉や、海外への工場移転等、大手家電メーカーをはじめとする製造事業者の環境変化により、本市の従業者数でみると、「卸売・小売業」、「医療、福祉」が「製造業」を上回っています。
- 本市の商業は、大型ショッピングセンター等の影響により、小売業を取り巻く環境が大きく変化しています。特に商店街への影響は大きく、さらに経営者の高齢化、後継者不足により衰退化が進行しています。

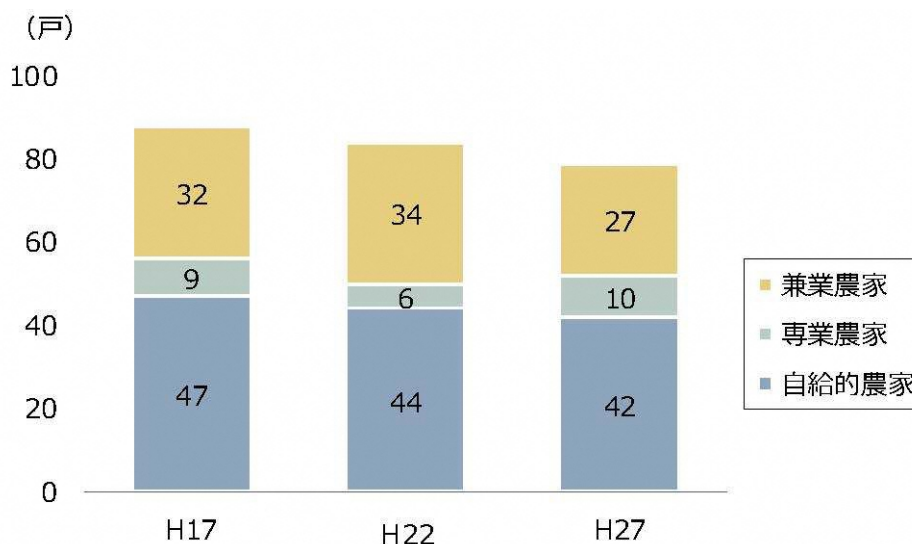
＜産業大分類別従業者数＞



(資料) 守口市「守口市統計書（産業大分類・経営組織・常用雇用者 規模別の推移）（令和元年版）」

- 本市の農業は、担い手の高齢化と後継者不足により農家数が減少傾向にあり、特に兼業農家及び自給的農家が減少しています。一方で、国では平成27(2015)年4月に都市農業振興基本法が制定されたことなどを受け、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく変わりました。また、平成29(2017)年5月には生産緑地法等が改正されたことから、本市においても、その趣旨を踏まえ、令和元(2019)年6月に「守口市生産緑地地区(※)に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例」を制定し、その規模を「500平方メートル以上」から「300平方メートル以上」へと緩和しました。本市では、これまでに令和2年12月現在、56地区、9.59haの農地を生産緑地地区に指定しています。

＜農家数の推移＞



(資料) 守口市「守口市統計書(農家数、経営耕地面積)(令和元年版)」

(※) 印の用語は、巻末において説明を記載しています。

### (3) 土地利用

#### 1) 法規制

- 本市は、淀川河川敷を市街化調整区域、それ以外を市街化区域に指定しています。市街化区域においては、低層住居専用地域、工業専用地域、田園住居地域を除く9種類の用途地域を指定しています。また、特別用途地区として、市南部及び主要幹線道路沿道では特別業務地区を、大阪市に近い市西部では中高層階住居専用地域を、大規模な工場地では特別工業地区を指定しています。大日駅周辺や幹線道路沿道の一部と地震時などに著しく危険な密集市街地において、地区計画区域を指定しています。〈用途地域等指定状況図〉

#### 2) 現況

- 本市の土地利用現況において、商業業務地は、守口市駅・守口駅周辺、大日駅周辺、佐太東町2丁目や、京阪北本通、土居駅周辺等の商店街、国道163号沿道等にみられます。工業地は、市の中央部の大規模な企業用地のほか、市南部等に分布しています。その他、一般市街地には主に低層の戸建て住宅地が広がっており、国道1号沿道等では、土地の高度利用(※)が図られています。〈土地利用現況図〉

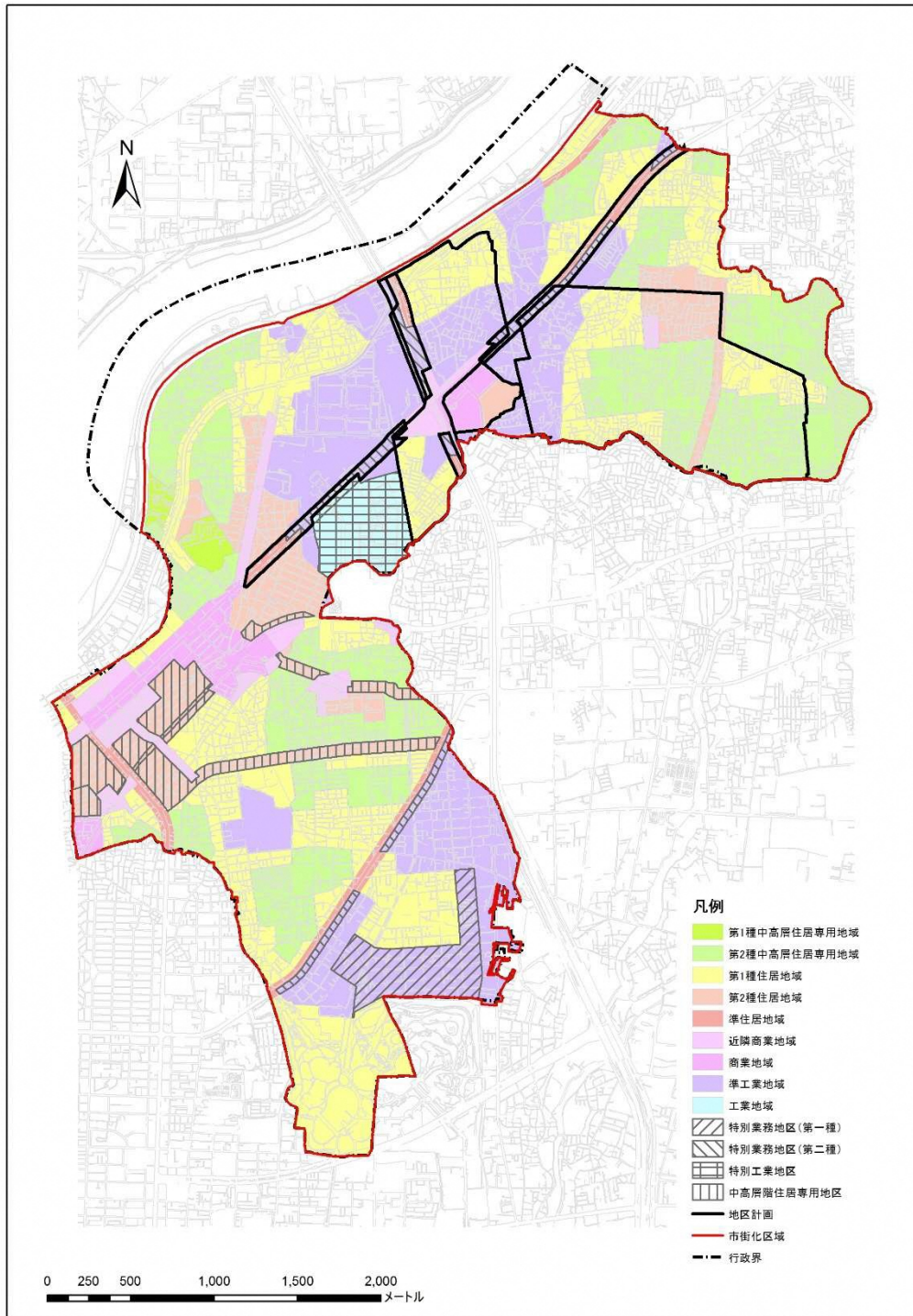
#### 3) 市街地の状況

- 本市は、小規模な建売住宅などにより、敷地が狭小化・高密度化しています。
- 道路の幅員別の状況をみると、市の東部などを中心に幅員4m未満の道路で構成された市街地が分布しています。〈幅員別道路現況図〉
- 建替え時期を迎えた過密、狭小な木造共同住宅や長屋建て住宅は、戸建て住宅等に建て替わりつつあります。

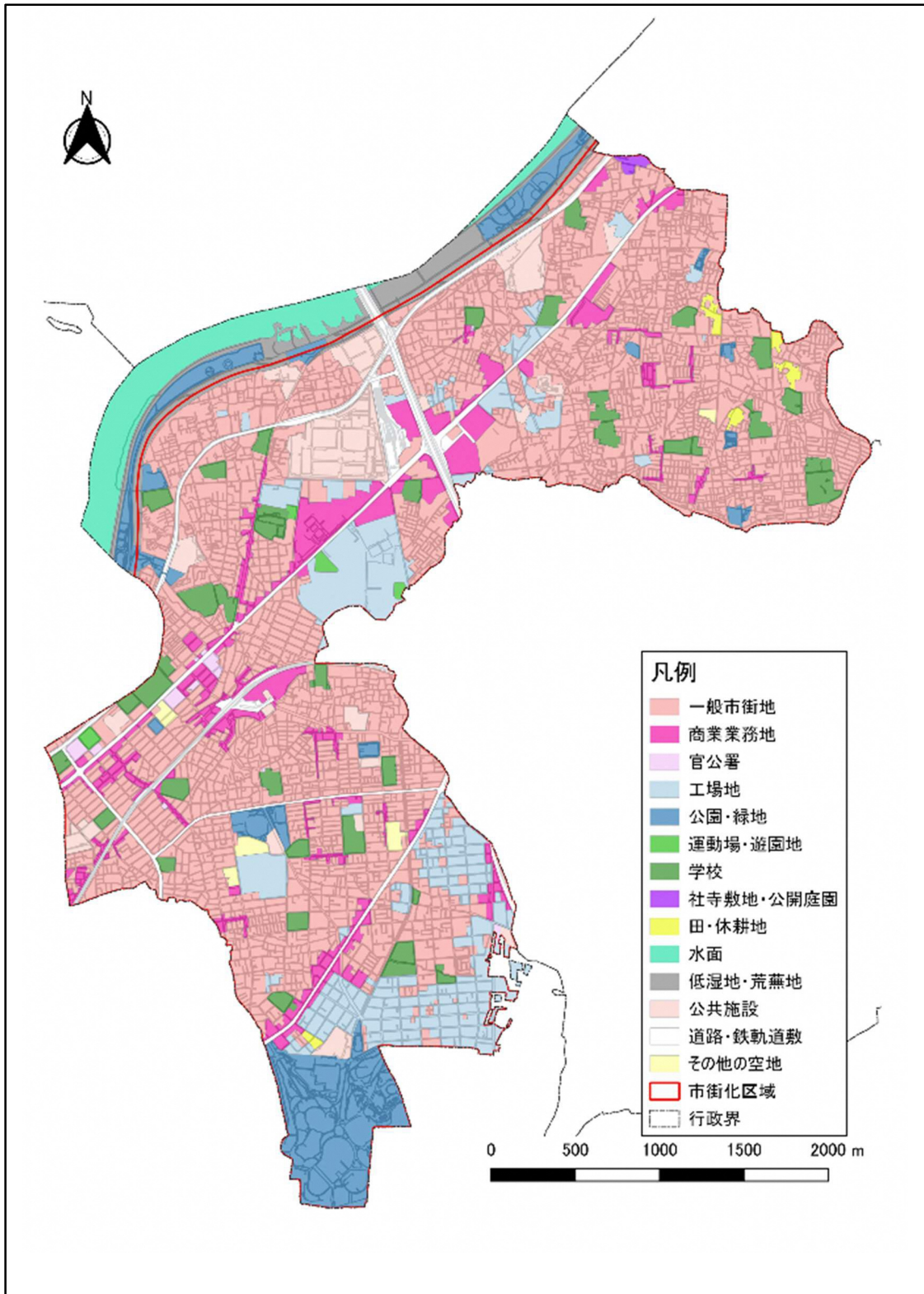
#### 4) 建物・住宅の状況

- 都市計画基礎調査によると、市内の建物床面積の約8割が住宅です。また、建物床面積の約4割が木造・土蔵造で、それ以外が鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造や鉄骨・軽量鉄骨造等となっています。建物床面積の約5割は昭和60(1985)年以前に建設されたものです。〈建物用途現況図〉
- 市内の住宅数は、平成30(2018)年の住宅・土地統計調査によると77,790戸で、持家率は45.7%です。このうち16.9%が空き家です。近年の動向として住宅総数、空き家数、空き家率とも増加傾向にあります。
- 市営住宅は令和2(2020)年4月現在10団地、735戸が整備されています。

<用途地域等指定状況図>

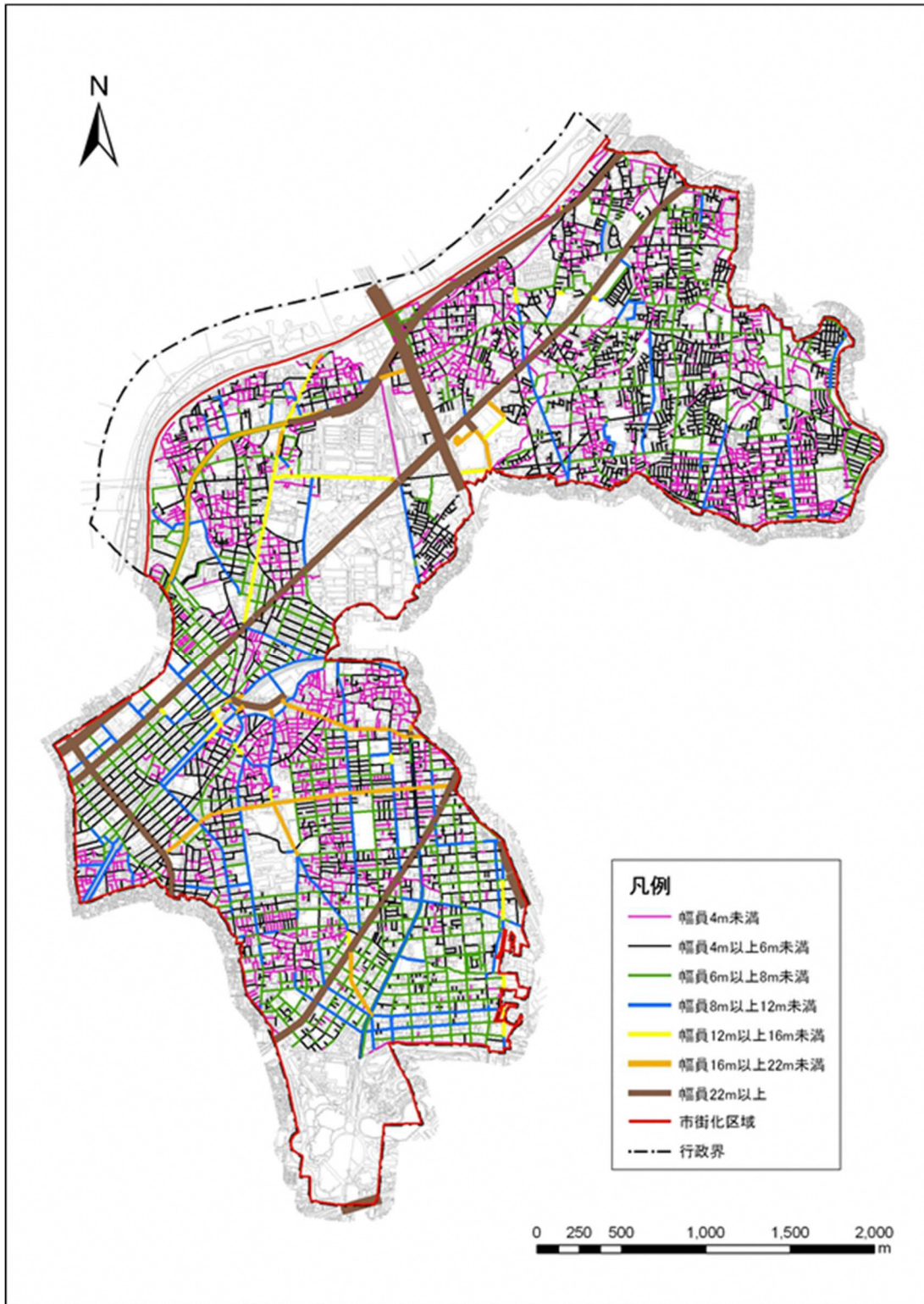


<土地利用現況図>

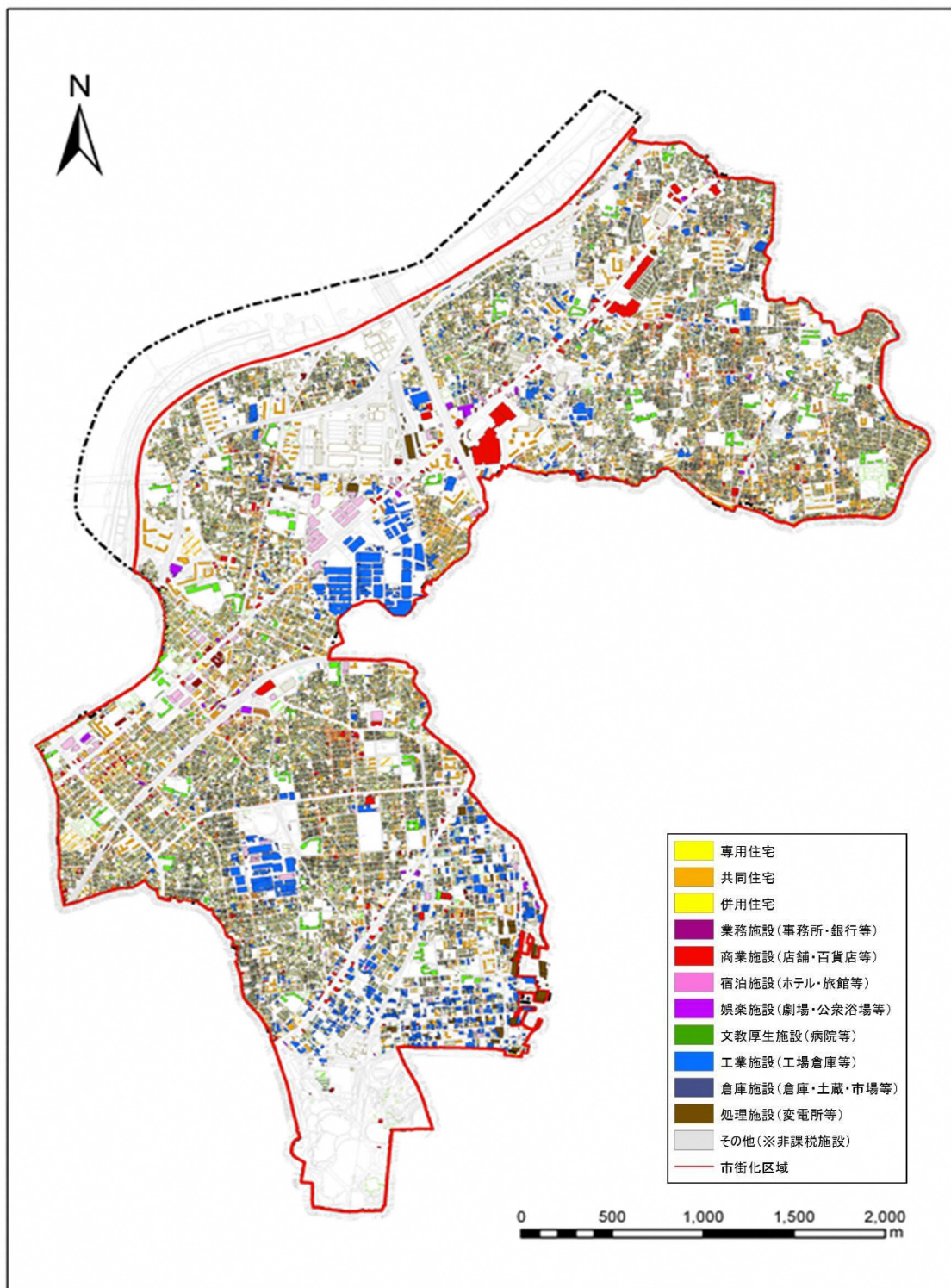




<幅員別道路現況図>



<建物用途現況図>



#### (4) 都市施設

##### 1) 道路

- 道路については、国道1号、国道163号、国道479号、府道京都守口線、府道大阪中央環状線等の広域幹線道路が通り、本市の骨格を形成しています。〈交通施設現況図〉
- 高速道路は、阪神高速12号守口線の守口出入口が設置されているほか、近畿自動車道が通過し、門真IC、摂津南ICが最寄りのインターチェンジとなっています。また阪神高速12号守口線と近畿自動車道を直接接続する守口ジャンクションが平成26(2014)年より供用開始しており、利便性が向上しています。
- このように利便性の高い広域幹線道路網が整備されている一方、生活道路の整備・管理が十分でない地域や歩道のネットワークが形成されていない地域がみられます。

##### 2) 鉄道

- 本市には京阪電車、大阪メトロ（谷町線、今里筋線）、大阪モノレールの4つの鉄道が通り、市内には、京阪電車の守口市駅、滝井駅、土居駅、大阪メトロ谷町線の守口駅、大日駅、大阪モノレールの大日駅の6駅が設置されており、市の境界付近には京阪本線の千林駅、西三荘駅、大和田駅、大阪メトロの太子橋今市駅があります。
- これらの駅の中でも、京阪守口市駅及び大阪メトロ大日駅の1日の乗降客数は3万人を超えています。また、大阪メトロ大日駅の利用者は年々増加傾向となっています。
- 大阪モノレールについては、現在の門真市駅から新たに東大阪市までの延伸の事業化が決定されています。

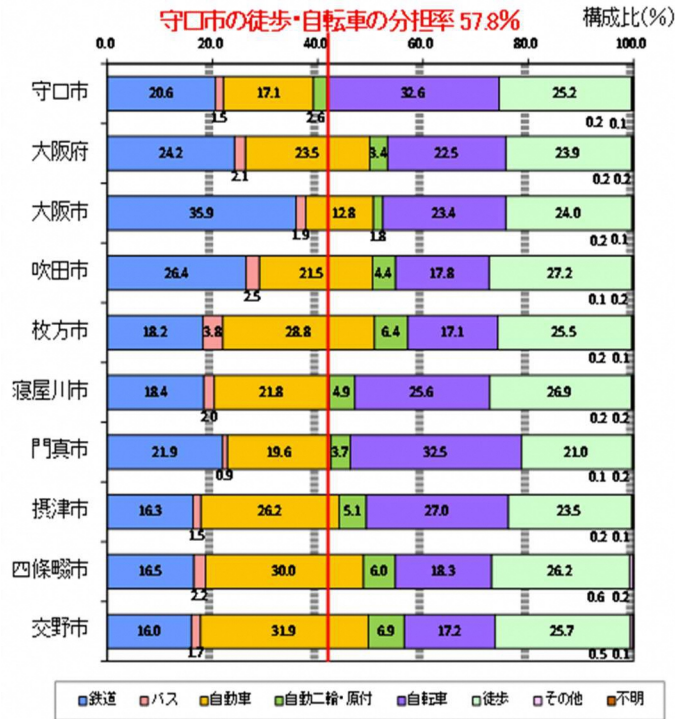
##### 3) バス

- 京阪バスが路線バスを運行するほか、大阪シティバスの路線バスが一部乗り入れています。近年、人口減少等により利用者は減少傾向にあり、路線の見直しが行われています。

##### 4) 自転車等

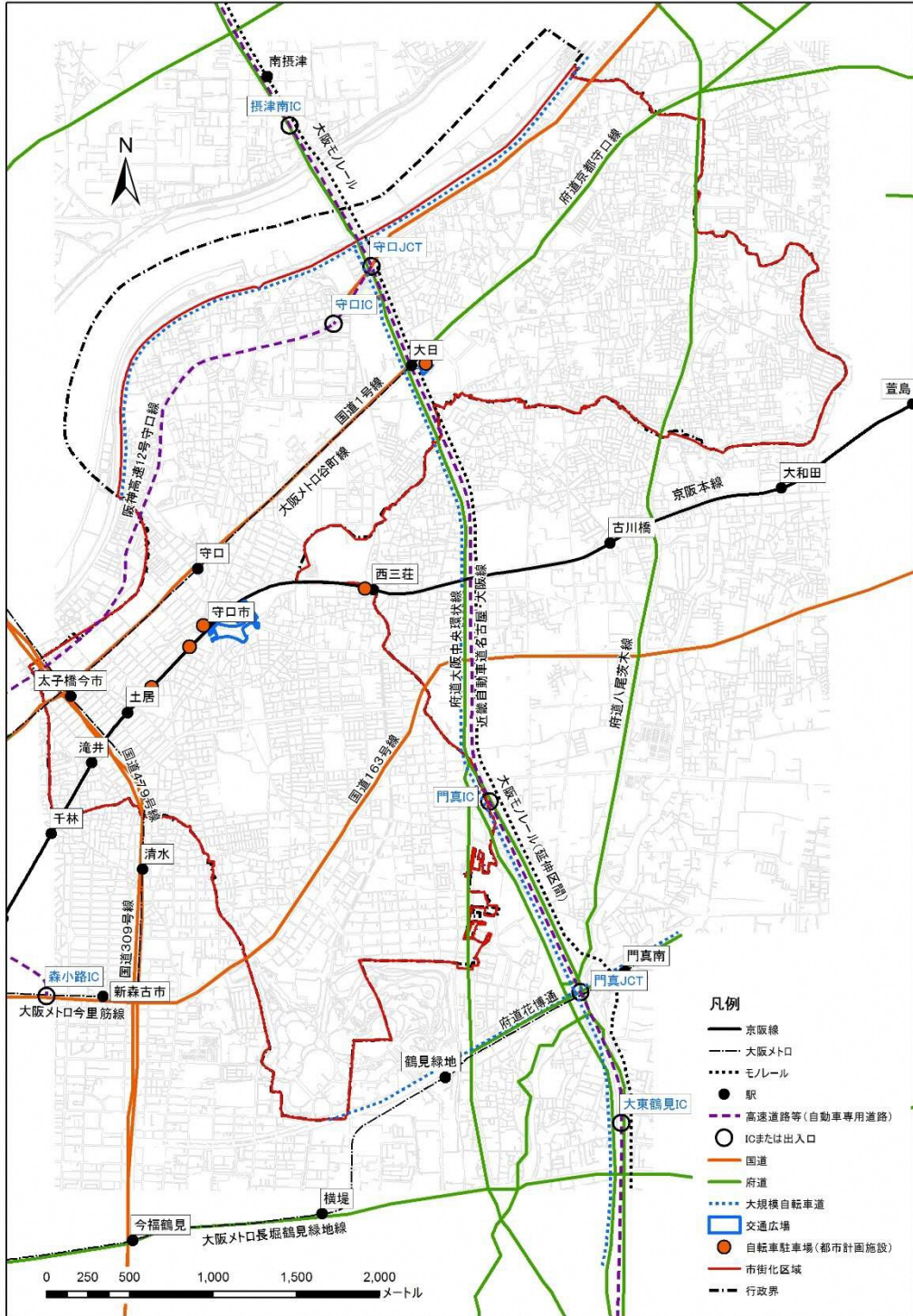
- 本市は徒歩・自転車による交通手段分担率が近畿管内で最も高くなっています。〈守口市の交通施設分担率〉
- 交通事故は減少しており、自転車の事故件数も減少傾向にあります。また自転車放置禁止区域内における移送件数は減少しています。

<守口市の交通手段分担率>



(資料) 第5回近畿圏パーソントリップ調査(京阪神都市交通計画協議会)

<交通施設現況図>



#### 5) 都市計画道路

- 本市の都市計画道路は、自動車専用道路2路線、幹線街路18路線、区画街路1路線、歩行者専用道路2路線、モノレール専用道1路線の計24路線（延長26.33km）が計画決定され、延長に対する整備率は約79%となっています。

<都市計画道路現況図>

#### 6) 交通施設

- 駅前広場は、守口市駅前交通広場と大日駅前交通広場の2カ所、自転車駐車場は、西三荘、土居駅東、守口市駅西、大日駅地下の4カ所を都市計画施設として整備しています。

#### 7) 都市計画公園・緑地

- 本市の都市計画公園は、地区公園1カ所、近隣公園2カ所、街区公園57カ所の計60カ所（面積22.03ha）が計画決定され、面積に対する開設率は約95%となっています。また、都市計画緑地は、淀川河川公園と鶴見緑地があります。

<公園・緑地現況図>

#### 8) 下水道

- 下水道は、昭和22年から整備が進められ、市域の西側が市単独の公共下水道守口処理区、東側が大阪府の寝屋川北部流域下水道鴻池処理区となっています。整備は概ね完了し、水洗化率もほぼ100%となっています。市内には公共下水道の守口処理場とポンプ場4カ所、流域下水道（※）のポンプ場1カ所が整備されています。

#### 9) 河川

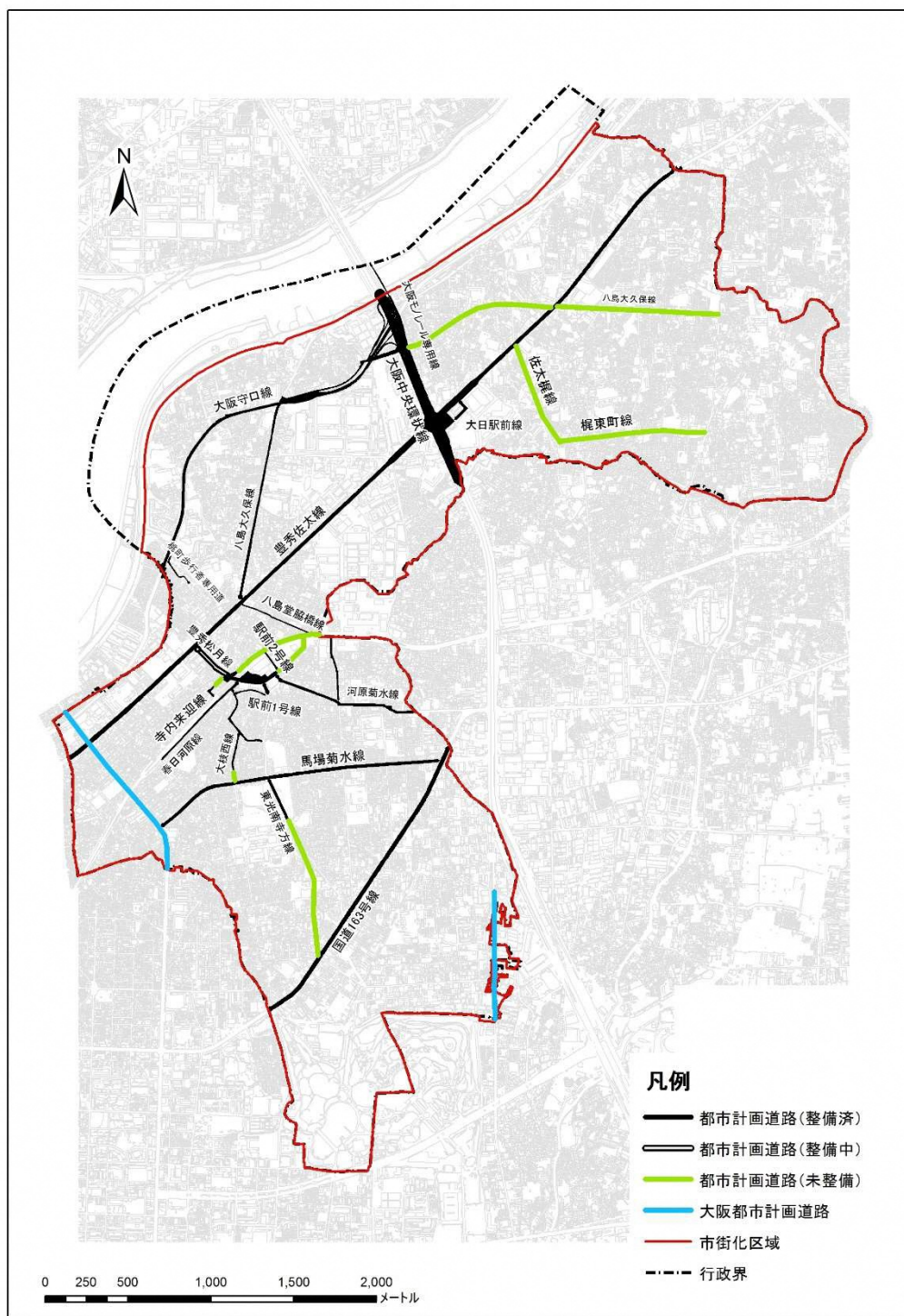
- 寝屋川流域は、浸水被害が起きやすい平地が多く、特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川流域に指定されています。流域では、関係機関の協力により、総合治水対策が進められ、市内では事業中のものを含めて4カ所の調節池が整備されています。〔大久保（整備済）、大日南（整備済）、西郷通（整備済）、地下河川守口調節池（事業中）〕

- 淀川では、スーパー堤防（高規格堤防）（※）の整備が一部完了しています。

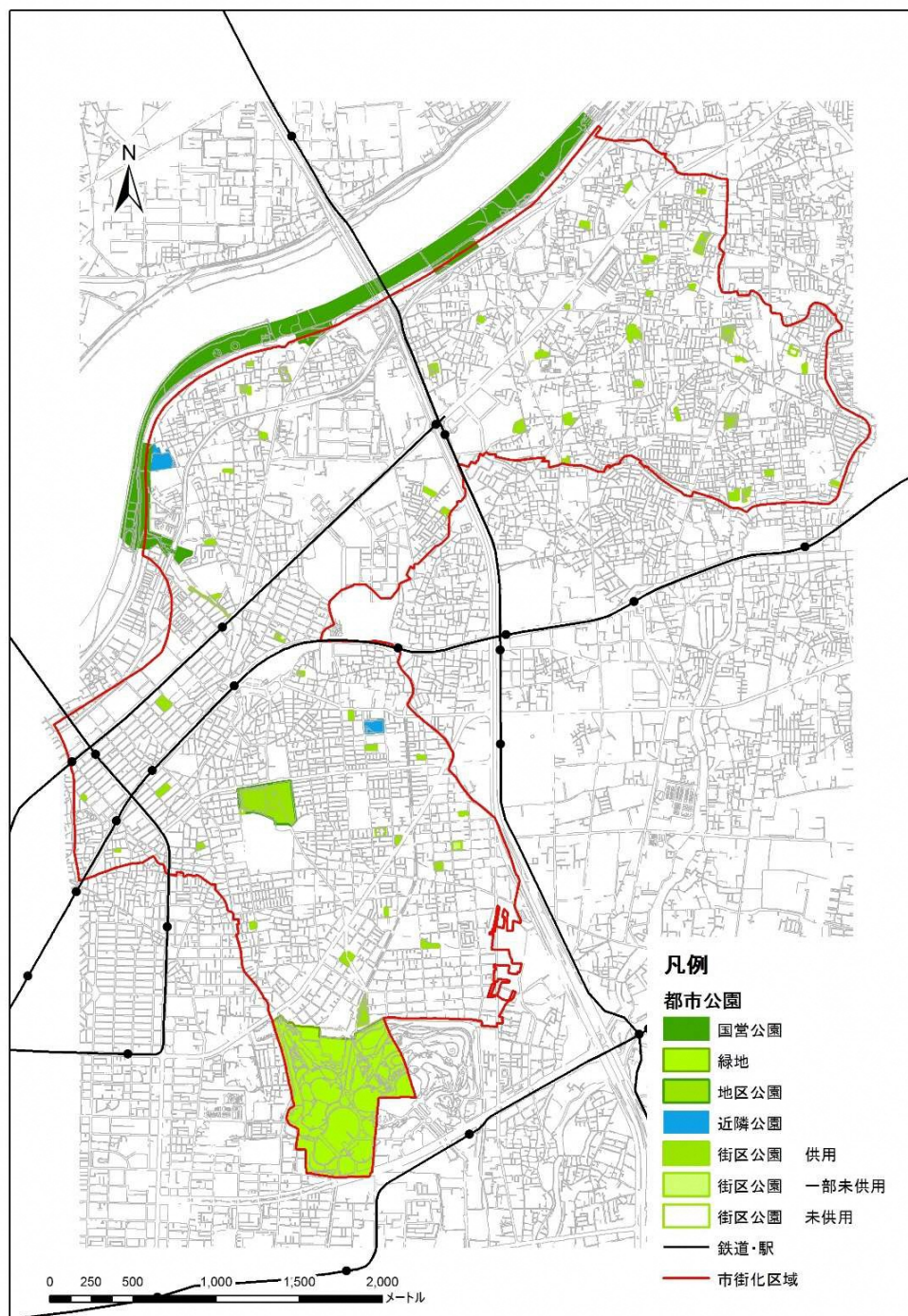
#### 10) その他

- 上水道は大半を淀川から取水し、守口浄水場で処理した高度浄水処理水（※）を給水しています。現状の水道施設の多くは、更新時期を迎えようとしています。なお、大阪広域水道企業団の庭窪浄水場、同大庭浄水場、大阪市水道局の庭窪浄水場が市内に立地しています。
- ごみ処理については、令和元（2019）年に、大阪市・八尾市・松原市で組織する一部事務組合（※）に本市が加入し、可燃ごみの広域処理を行っています。
- 斎場、霊園は本市と門真市、大東市及び四條畷市で組織する一部事務組合により、四條畷市の飯盛霊園で運営しています。

<都市計画道路現況図>



<公園・緑地現況図>





## (5) 環境

- 本市は、市域の大半が市街地であり自然環境は多くありませんが、淀川水系寝屋川流域に属しており、大規模なオープンスペースとして、淀川の河川敷や鶴見緑地を有しています。



●淀川河川公園

- 近年、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、熱環境が悪化しています。その結果、熱中症による患者数の増加や寝苦しい夜の増加等、人の健康や生活環境への影響が顕著になっています。
- 水道水の水源である淀川では、近年水質事故の発生や環境ホルモン等特定化学物質の流出などが発生しています。
- 本市下水処理場からの処理水は寝屋川を通じて大阪湾に注いでいるため放流水質を維持していくことが必要です。

## (6) 景観

- 本市の都市景観は、国道1号、府道京都守口線沿いの都市的な沿道景観や住宅地などの市街地景観を中心に形成されています。大日駅前や守口市駅前の近代的な景観や、大規模な企業用地、浄水場等の産業景観を有する一方、旧京街道沿いには歴史的な雰囲気のみが残され、市街地内には寺社や公園の緑が点在しています。
- 淀川は、都市の中で広々とした眺めを提供し、鶴見緑地の緑の景観は都市のオアシスとなっています。また、大阪モノレールや府道大阪中央環状線、京阪本線からは、広く市街地を眺望することができます。
- 本市には歴史的資源として、東海道57次の宿場町の趣を残す「文祿堤」などの史跡、由緒ある神社や寺院など、長い歴史を反映した、多くの歴史的資源が分布しています。



●文禄堤

- 江戸期の武家屋敷の遺構であるもりぐち歴史館「旧中西家住宅」は、市指定有形文化財として市が整備し、一般に公開しています。



●もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

- 市指定無形民俗文化財である寺方提灯踊りや、秋祭りでのだんじり、みこしなども地域において継承されています。



●寺方提灯踊り

## (7) 防災

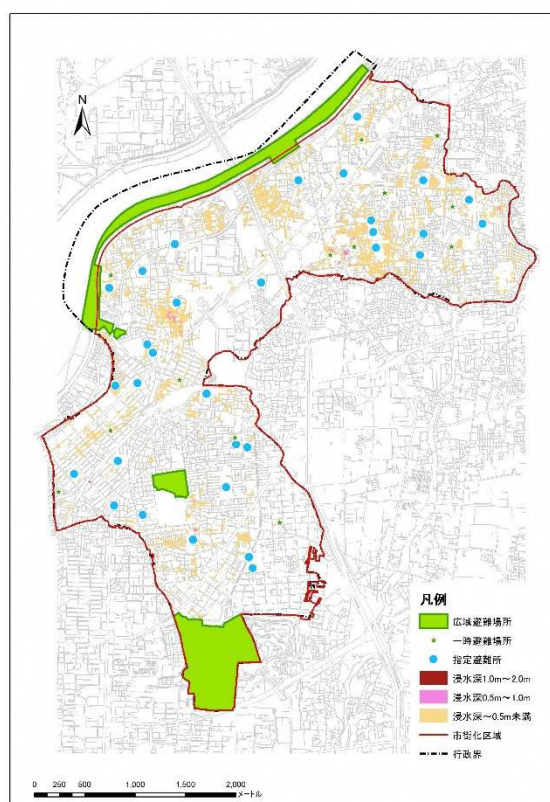
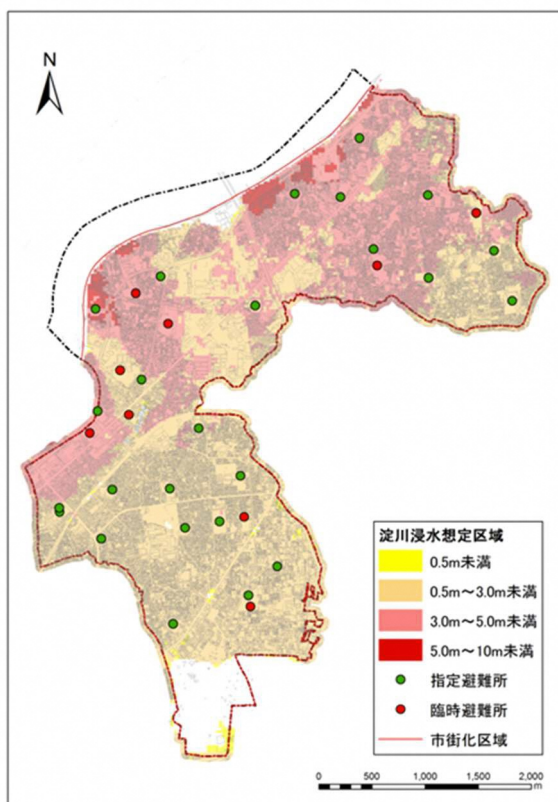
- 本市には、老朽木造住宅密集地が存在し、大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することが予想されています。市街地の一部は大阪府が「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定しており、そのうち大日・八雲東町地区、東部地区の2地区は地震時に延焼する危険性及び避難の困難性が高く、重点的に改善を

図る地区として、これまでその改善に取り組んできました。

- 本市は、都市の防火性能を向上させるため、平成16(2004)年12月に市街化区域全域に、防火地域または準防火地域を指定しました。また、大日・八雲東町地区、東部地区の2地区においては、平成29(2017)年より防災街区整備地区計画に基づき、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導しています。
- 全域に淀川氾濫時の浸水想定が広がり、戸建て住宅の2階が浸水する、浸水 3.0 m以上の区域が北部を中心に広がっています。また内水氾濫による浸水想定区域は北部を中心に広がっています。〈淀川洪水浸水想定区域図〉、〈内水氾濫浸水想定区域図〉

〈淀川洪水浸水想定区域図〉

〈内水氾濫浸水想定区域図〉



## 2. まちづくりの課題

### 2-1 人口減少・少子高齢社会への対応に関する課題

- ・本市は、将来的には人口総数とともに年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少するなかで、高齢人口（65歳以上）は増加し、高齢化率の増加が見込まれます。そのため高齢者への対応と、少子化対策、労働力人口の減少への対応を同時に進める必要があります。また人口減少と税収減少を見据えて、社会インフラを適正な規模とする必要があります。
- ・本市のにぎわい・活力を維持するためには、住環境の改善等を通じて魅力あるまちづくりを進めることによって定住人口の減少に歯止めをかけ、若い世代の転入や定住を促進するとともに、本市を訪れる交流人口の増加を目指す必要があります。

### 2-2 まちの賑わいや活力に関する課題

- ・市民アンケートによると、本市の魅力としては、買い物や道路・鉄道、通勤・通学の利便性が圧倒的に多く挙げられています。一方で、さらに良くなればよいと思うこととしては、治安の良さ、高齢者福祉サービス、路線バス等の利便性が多く挙げられています。守口市での暮らしに満足している方は約7割、守口市に愛着を感じている方は約6割と高くなっていますが、一方で、守口市であることを誇りに感じている方は約3割にとどまっています。年齢階層別にみれば、20歳代及び30歳代の「誇りに感じる」割合が相対的に低く、この階層をターゲットにした戦略的なまちづくりの必要性も感じられます。
- ・守口の様々な人や店、活動と出会い、仲間や友人、なじみの店、自分らしく活躍できる居場所を得ることが守口への愛着や、守口市民としての誇りにつながると考えられます。そのためには高い交通利便性や大都市に近い立地条件等を活かし、市内外の多くの人を惹きつける地域のランドマークとなる都市の顔づくりが必要となります。

### 2-3 計画的な土地利用の誘導に関する課題

- ・本市の産業は、大手家電メーカーや多様な中小企業が立地していますが、経済のグローバル化等の影響により、近年、事業所数は減少する傾向にあります。また、商業や農業については、後継者不足等の問題に直面しており、空き家・空き店舗が増加する傾向がみられます。そのため、建売住宅及びマンション開発などにより、土地利用が急激に変化する事例もみられます。

### 2-4 安全・安心なまちづくりに関する課題

- ・本市には、密集市街地や淀川、寝屋川の浸水想定区域などが存在し、地震や豪雨に伴い甚大な被害を受けることが懸念されます。阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来に高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震などの災害による被害を、最小限にとどめる防災・減災・縮災の考え方に基

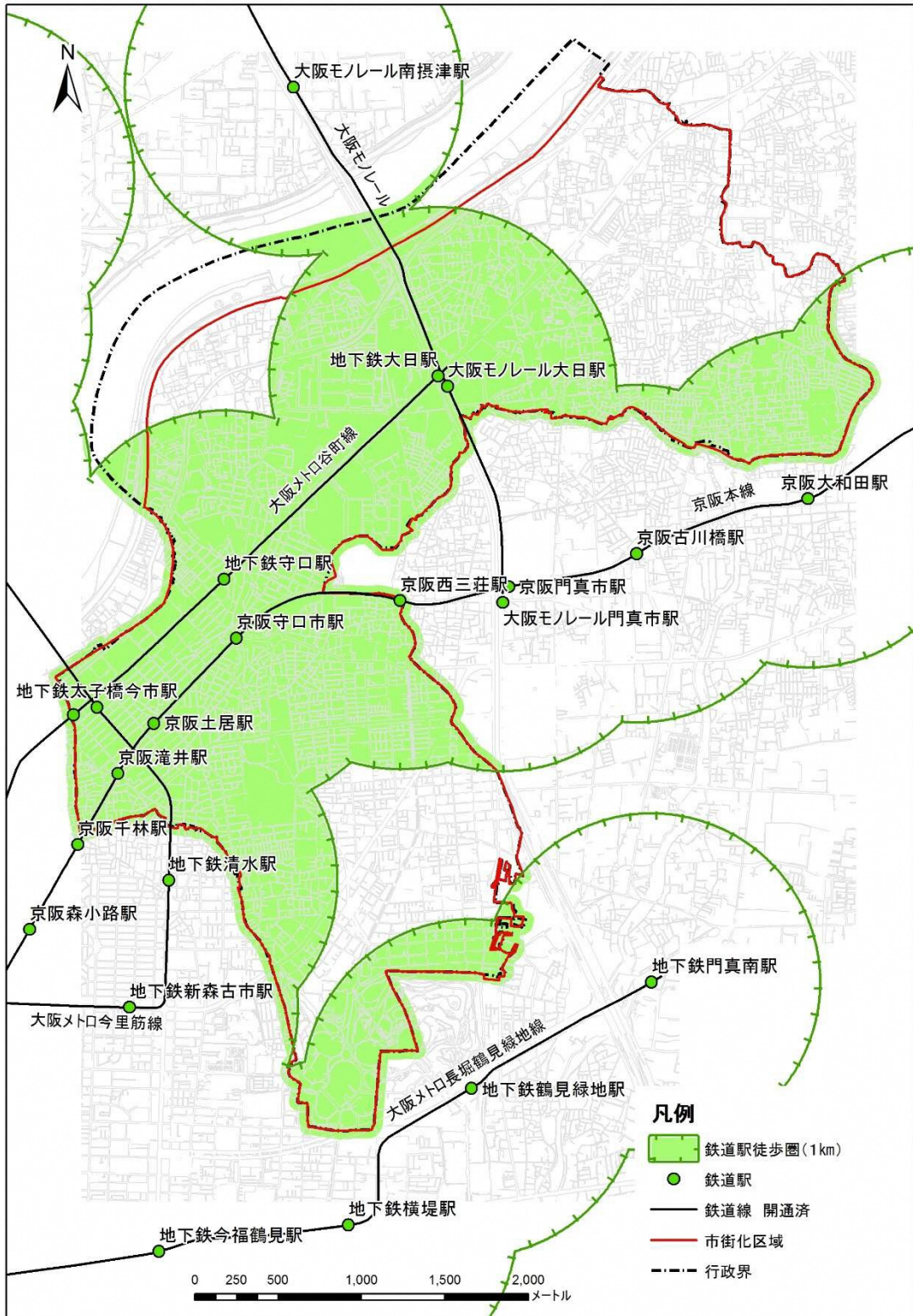
づき、都市構造、地域構造の形成や、自助・共助・公助による地域防災力の向上などの取組みを多面的に進めることが必要です。

- 市街地においては、耐火性能の向上や住宅・建築物の耐震化、避難地・避難路の整備、治水・浸水対策の推進等、総合的な防災対策の推進や、災害時における各地区での協力体制の確立等、地道な取組みが必要です。
- 日常生活においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた移動しやすい都市空間の整備や身近なまちでの生活支援機能の充実、良好なコミュニティの形成など安心して暮らせるまちづくりへの取組みが求められます。

## 2-5 環境に関する課題

- 本市では、市街地のほぼ全域が鉄道やバスの駅勢圏に含まれており、市内の商業施設等が充実していることから、徒歩や自転車が日常移動の重要な手段となっています。しかし早くから住宅建設が進んだことから、幅員の狭い道路が多く十分な歩行空間、自転車走行空間が確保出来ておらず、生活道路の改善・快適な移動環境づくりが課題です。〈鉄道駅勢圏図〉
- 本市においても路線バスの縮小・廃止が行われており、公共交通環境の悪化が懸念されます。人口減、高齢化を踏まえた上で、公共交通の利便性を確保するため、将来を見据えた地域公共交通の在り方を検討した上で、必要な施策展開を行うことが課題です。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化に伴い、社会全体で循環型社会、低炭素社会の実現を目指すことが必要となっています。このような中、都市計画や都市整備の分野においても、自動車利用の抑制と公共交通の利用促進、緑化の推進、都市施設の長寿命化など、環境負荷の少ない、まちづくりを進めることが重要な課題となっています。
- 本市における水道水の水源である淀川、下水処理場からの処理水を放流する寝屋川においては本市だけによる水質管理ではなく、流域関係団体との連携が課題となっています。
- 本市は、緑や景観の資源として、淀川河川公園や鶴見緑地、西三荘ゆとり道等のオープンスペースや京街道の歴史的まちなみ等を活かしたまちづくりが求められています。また既存の資源をまちづくりに活かすとともに、公民のそれぞれの参画により、身近な緑の充実や景観に配慮したまちづくりを進めることが求められます。

< 鉄道駅勢圏図 >



## 2-6 公共施設や都市基盤の再編統合と計画的な更新に関する課題

- 本市では昭和30年代からの人口急増に対応するため、大手家電メーカーをはじめとする多数の事業所や市民からの豊富な税収を活用し、すべての施設やインフラを、自前で整備・保有するというフルセット型の公共施設や都市基盤整備に早くから取り組んできました。それから60年程度の年月が経ち、多くの公共施設や都市基盤が老朽化し、安全性や利用環境への影響が懸念されます。また、施設の老朽化は地域の魅力低下につながるおそれもあります。これらの懸念に加え、少子高齢化やニーズ変化に対応するための更新を行っています。
- 今後も引き続き、人口減少を見据え、限られた財源の中で、公共施設や都市基盤の必要な規模を見定めた上で、必要となる再編統合を進めていくとともに、維持していく公共施設や都市基盤の管理や機能更新を計画的に進めていくことが必要です。

## 第Ⅲ章 都市の将来像

### 1. 将来都市像

#### 1-1 将来都市像

- ・将来都市像は「第6次守口市総合基本計画」に即し、「いつまでも住み続けたいまち守口」とします。

いつまでも住み続けたいまち 守口

～暮らしやすさが、ちょうどええ♪～

#### 1-2 まちづくりの基本方針

- ・まちづくりの主要課題や将来都市像を踏まえ、まちづくりの基本方針を以下のように設定します。また、将来都市像の実現に向けては、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を図ります。





## 持続可能な開発目標（SDGs）とは

- SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



また、本計画における将来都市像の実現に向けては、以下の6つの目標が深く関連しています。



#### (1) 便利で快適に暮らせるまちづくり

- 都市の拠点周辺に、多くの市民等が訪れる施設を誘導することにより、利便性が高いだけでなく賑わいと交流があふれるまちづくりを目指します。
- ゆとりある歩行空間やユニバーサルデザインを考慮した道路整備により、誰もが快適に駅や施設にアクセスできるまちづくりを推進します。

#### (2) 安全・安心なまちづくり

- 密集市街地の改善、オープンスペースの確保、避難所や避難場所の整備など、災害に強いまちづくりを推進します。
- 建築物の耐震化により、避難所などの防災拠点施設の安全性を高めるとともに、老朽化した上下水道や道路などの計画的な更新、改良により災害時の被害軽減を目指します。

#### (3) 多様な主体による魅力あるまちづくり

- 市民、事業者、NPO等の取組みに対して積極的な支援を行い、多様な主体と行政が協働し、地域の活性化や福祉サービスの充実等、地域のニーズに適合したきめ細かなまちづくりを推進します。

#### (4) コンパクトで持続可能なまちづくり

- 低炭素社会への転換を図るため、再生可能エネルギーの利用に向けた検討や省エネルギー・ヒートアイランド対策等を推進し、環境に配慮した暮らしやすい都市の実現を目指します。
- 将来的な人口減少を踏まえ、既存施設の適正な管理や最適化など、既存ストックを最大限活用しながら、効率的な都市整備を推進します。
- まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を推進し、『コンパクト＋ネットワーク』の実現を目指します。

## 第IV章 まちづくり構想

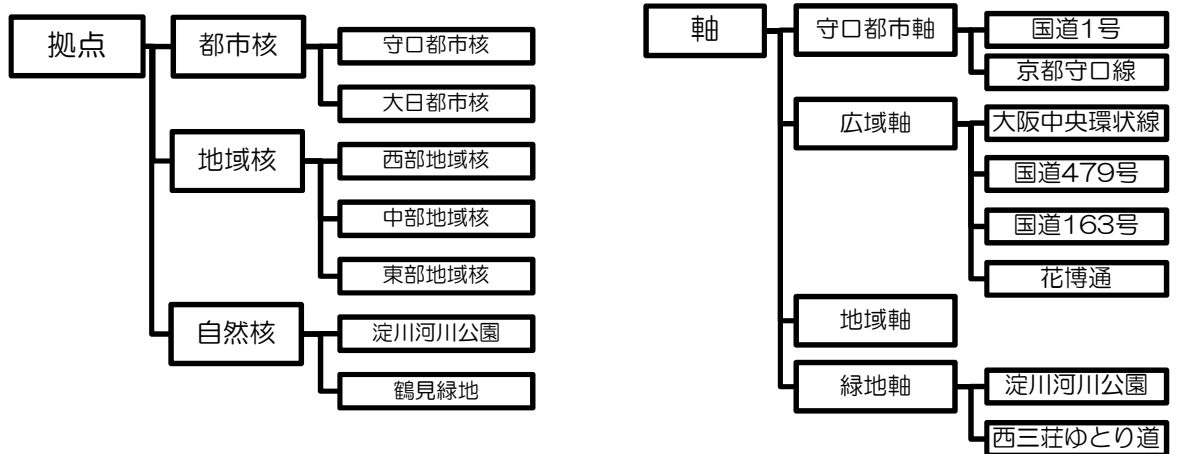
### 1. 将来都市構造

#### 1-1 将来都市構造とは

- ・将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すものです。〈将来都市構造図〉

#### 1-2 将来都市構造を構成する要素

- ・本市の将来都市構造を「拠点」、「軸」で表現し、各々の持つ役割を充実させ、まちづくりの目標を掲げた「いつまでも住み続けたいまち守口」の実現を目指します。



#### (1) 拠点

##### 1) 都市核

【京阪守口市駅・大阪メトロ守口駅周辺、大阪モノレール大日駅・大阪メトロ大日駅周辺】

- ・都市核は、都市の骨格を形成する拠点として、商業・業務等の都市機能が高度に集積し、道路・鉄道等の都市基盤（※）が整備された拠点です。

##### ① 守口都市核

- ・京阪守口市駅・大阪メトロ守口駅周辺の「守口都市核」は、本市の中心部として比較的早くに形成された拠点で、行政・文化機能に加え、商業・業務系機能が集積しています。「守口都市核」においては、駅前にふさわしい都市基盤の整備を進めるとともに、公的不動産を活用した魅力的な都市機能の誘導、文祿堤をはじめとした歴史的資源等を活かした景観形成により、新たな都市イメージを創出し本市の玄関口としてふさわしい拠点を形成します。

##### ② 大日都市核

- ・大阪モノレール大日駅・大阪メトロ大日駅周辺の「大日都市核」は、大規模工場跡地の土地利用転換により、近年に形成された拠点で、商業・業務・居住系機能

が集積し、駅前広場や地下自転車駐車場が整備されています。「大日都市核」においては、市域圏と広域圏の交流拠点として魅力ある拠点の形成を目指します。

## 2) 地域核

【西部：土居駅周辺商店街、中部：市民保健センター周辺、東部：金田町1丁目付近】

- ・日常生活の拠点となる3つの地域核（西部地域核、中部地域核、東部地域核）においては、様々な都市機能の集積地として活性化を図り、それぞれの地域にふさわしいまちづくりを推進します。

## 3) 自然核

【淀川河川公園、鶴見緑地】

- ・「自然核」として位置付ける淀川河川公園、鶴見緑地については、骨格的な緑地として市民のより一層の活用を促進します。

## (2) 軸

### 1) 守口都市軸

【国道1号、京都守口線】

- ・二つの都市核を貫く「守口都市軸」は、交通軸であるだけでなく、本市の都市機能が集積する都市機能軸ともいえます。「守口都市軸」沿道では、土地の高度利用を促進するとともに、緑化を中心とする景観形成を図ります。

### 2) 広域軸

【府道大阪中央環状線、国道479号、国道163号、花博通】

- ・府道大阪中央環状線や国道479号等の広域幹線道路を本市と周辺都市とを結び市域を超えた交流を支える「広域軸」として位置付け、沿道環境の改善を要請します。

### 3) 地域軸

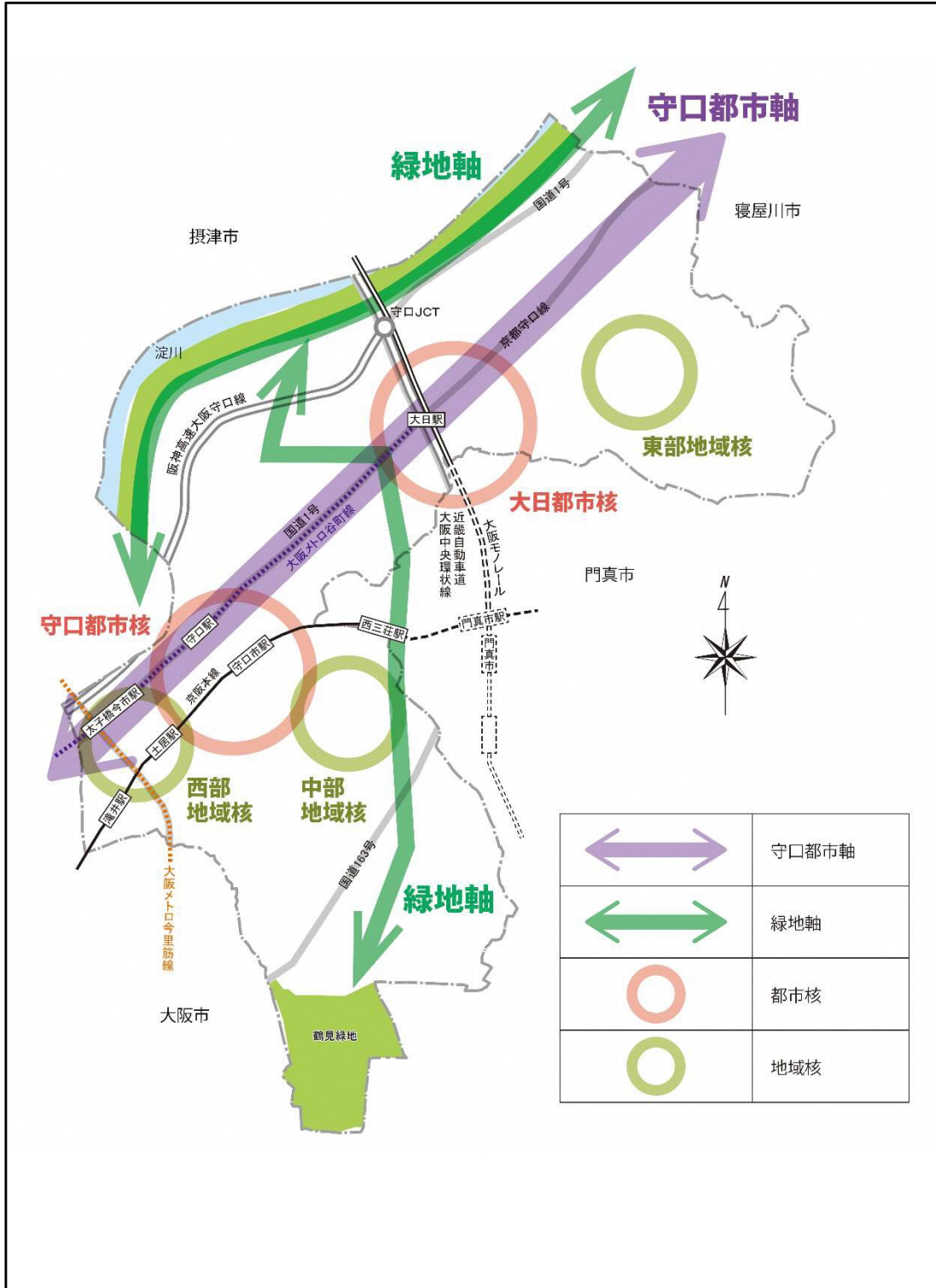
- ・府道北大日竜田線、豊秀松月線（事業中）等の都市計画道路や馬場菊水線、河原菊水線、府道八尾茨木線等の既存ストックを活用し、「守口都市軸」や「広域軸」に連絡する道路を市内の地域間の交流を支える「地域軸」とします。

### 4) 緑地軸

【淀川河川公園、西三荘ゆとり道】

- ・淀川河川公園、西三荘ゆとり道については、市内拠点等の歩行者動線のネットワークとの連携を図り、市内を東西・南北に連絡する歩行者系の「緑地軸」として位置付け、快適で安全な歩行者空間の形成を図ります。

<将来都市構造図>

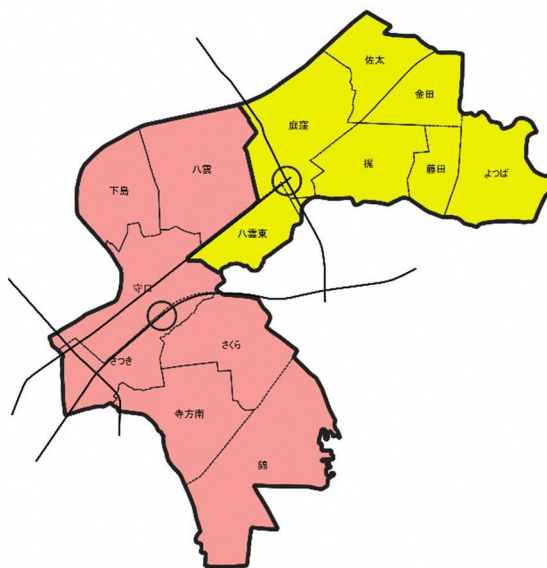


### (3) 地域区分

- 小学校区を基本単位とし、市街地の成り立ちや将来都市構造との関係、生活圏域等の地理的・社会的条件を考慮して、西部地域、東部地域の2地区に区分しています。

<地域区分の考え方>

地域名	小学校区
西部地域	八雲、下島、守口、さつき、さくら、寺方南、錦
東部地域	佐太、金田、庭窪、よつば、藤田、梶、八雲東



#### 1) 西部地域

- 京阪守口市駅、大阪メトロ守口駅周辺の中心市街地とその南北に広がる地域です。大阪市、門真市及び淀川を介して摂津市に接しています。
- 地域の概ね中央に京阪本線、大阪メトロ谷町線、大阪メトロ今里筋線が通り、計4駅が設置されています。
- 広域幹線道路として、国道1号、国道163号、国道479号が通っています。

#### 2) 東部地域

- 大日駅周辺と市の東部に広がる地域で、寝屋川市、門真市及び淀川を介して摂津市に接しています。
- 地域の西側には、大阪メトロ谷町線の大日駅、大阪モノレールの大日駅があり、地域の南側は市外の駅が最寄駅となっています。
- 広域幹線道路として、国道1号、府道京都守口線、府道大阪中央環状線、府道八尾茨木線が通っています。

## 2. まちづくりの分野別基本方針

### 2-1 土地利用方針

#### 2-1-1 基本的な考え方

##### (1) 都市構造、立地適正化計画を踏まえた適正で合理的な土地利用

- 本市域は、淀川及び河川敷が市街化調整区域、これを除く全域が市街化区域となっています。今後ともこの区域区分を基本とし、都市構造での位置付けや各地区の特性に応じた、秩序ある土地利用の実現を目指します。
- 都市核、都市軸周辺においては、少子・高齢化に対応し、将来、経済活動や生活利便性の低下を招かないよう、多様な都市機能の誘導を図るとともに、利便性の高い地域におけるまちなか居住を促進します。
- 大阪モノレールの延伸事業に伴い、門真市駅と（仮称）門真南駅間に設置を要望している新駅等による社会的・経済的効果を最大化するよう当該周辺エリアに新たな都市施設の配置などを推進します
- その他の地域においても、将来像に即した土地利用への誘導を図るとともに社会情勢や都市構造の変化に対応したまちづくりを推進します。

##### (2) 土地の有効利用と良好な市街地環境の形成

- 転入の促進や産業の振興など多様な施策と連携しながら、市内の土地が有効に利用されるように努めます。
- 土地利用転換により、良好な環境を創出する区域については、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、適切な土地利用の保全に努めます。
- 全市街地において、道路・公園等の都市基盤の整った潤いのある市街地環境を創出します。

##### (3) 歴史・文化資源の保存・活用に向けた土地利用

- 守口都市核において、京阪電車守口市駅及び大阪メトロ守口駅間の好立地に位置し、東海道 57 次の宿場町「守口宿」の趣を残す文禄堤を適正に保存し、活用していくため、市の歴史や文化の継承と魅力創造に取り組みます。

##### (4) 公民の協働による良好な土地利用の実現

- まちづくりのビジョンを市民・企業等と共有しつつ、公民の協働によって中心市街地におけるエリアマネジメント(※)を推進します。また、まちづくり会社(※)等のエリアマネジメント組織設立にむけた公民の連携を深めます。



●大阪メトロ守口駅前イメージ

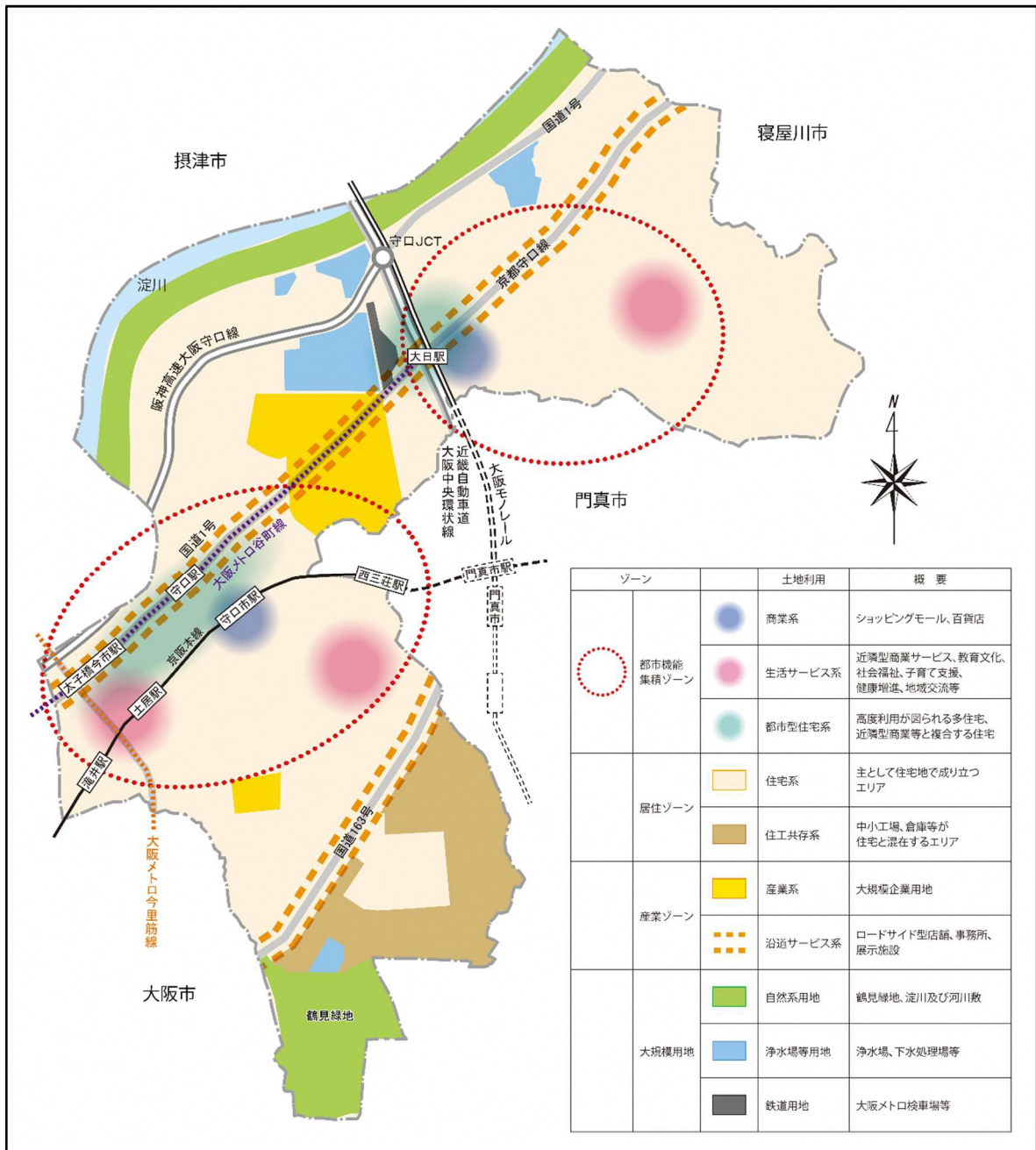
- 必要に応じて、用途地域や特別用途地区等の地域地区などの土地利用に関する様々な制度を活用し、合理的で適正な土地利用を誘導します。また、地区計画制度や建築協定等の手法を活用し、建築物に関する制限や公共施設の整備方針を定めながら、市民・事業者・行政が協調して、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

#### 2-1-2 土地利用区分の考え方

- 現況の土地利用や都市構造との関係、これまでのまちづくりの経緯等を踏まえ、本市の土地利用の基本的な枠組みをゾーン及び大規模用地として区分し、それぞれの位置付けに応じた土地利用の実現を目指します。〈土地利用方針図〉



<土地利用方針図>



## (1) 都市機能集積ゾーン

- ・都市機能集積ゾーンは、中心拠点・生活拠点を中心とした都市機能を誘導することによって、その周辺に居住誘導を促進しコンパクトで暮らしやすい生活を実現することを目的とします。

### 1) 商業系

- ・土地の高度・有効利用による、都市活動の中心地にふさわしい土地利用と都市機能の集積を目指します。
- ・守口市駅周辺については、市の「玄関口」にふさわしい都市基盤整備と景観形成を推進し、市全体の都市イメージ向上を目指します。
- ・守口駅周辺については、公共施設再編等に伴い発生した跡地と連携した、守口都市核の新たな顔づくりを進めます。
- ・大日駅周辺については、駅との近接性を活かし、商業・業務・居住等の機能の充実を図り、モノレールの延伸を見据え市域と広域との交流拠点として、質の高い土地利用の形成を目指します。

### 2) 生活サービス系

- ・地域核を形成する区域については、近隣型の商業サービス機能の他、健康福祉、子育て、交流など市民生活を支える身近な生活支援機能の充実に努めることにより、地域住民が年齢に関係なく集え交流ができる環境づくりを進めます。

### 3) 都市型住宅系

- ・守口都市核の外縁部に広がる区域については、駅との近接性を活かし、都市型住宅と近隣型商業とが適切に配置された土地利用を誘導します。
- ・大日・八雲東町地区の区域では、住宅市街地総合整備事業(※)を引き続き推進し、住宅の建替えの促進を図るとともに、防災空間の確保、生活道路の整備など総合的な住環境整備を図り、都心近接の定住できる良好で魅力的な都市型住宅地としての再生を目指します。

## (2) 居住ゾーン

- ・居住ゾーンについては、市街地の形成過程や道路等の基盤整備状況、建物の高さや構造など各地区の状況を考慮しながら、住宅を中心とするゾーンとして、それぞれ良好な居住環境の形成に努めます。

### 1) 住宅系

- ・住宅中心の土地利用とする地区では、地区の特性と実情に応じたまちづくりの展開を通じて、良好な住環境の形成を目指します。
- ・住宅の過密、老朽化やオープンスペースの不足等、環境・安全面で課題のある地区は、地権者や住民等と行政の役割分担や協調により、整備手法を検討し、地区に適した土地利用を誘導します。
- ・土地利用の更新等により、新たに開発する区域については、周辺地域との調和、良

好きな住環境の維持・保全を誘導します。

- ・中高層住宅と低層住宅が混在する地区については、隣接する土地利用との調和に配慮した土地利用の誘導を図ります。

## 2) 住工共存系

- ・住宅と中小工場・倉庫等の混在する地区では、工場の閉鎖等により空地に住宅が建設され、住民と企業とのトラブルにより、操業に支障が生じ、企業が市外へ流出する事例もあります。このため、「住工共存土地利用」の区域においては、企業の市外流出を防止するため、市内の工業地域・準工業地域を対象として中小企業の業務拡大や設備投資、新規雇用等に係わる支援を行い、工業の活性化を促進します。
- ・地域のルールづくりを進め、地域の企業と住民が相互に安心して、働きやすく住みやすい環境づくりを目指します。

## (3) 産業系ゾーン

- ・周辺地域との調和に配慮しながら、より高度な先端技術産業を維持・誘導し、都市型工業の立地を促進します。

### 1) 産業系

- ・国道1号沿道及び大枝公園南側の手家電メーカーや関連企業等が立地する地区については、周辺地区との調和や都市景観に配慮したゾーンとして維持することを目指します。

### 2) 沿道サービス系

- ・守口都市軸沿道及び府道大阪中央環状線沿道では、土地の高度利用を促進し、沿道サービス機能・業務機能等の立地を誘導します。また、潤いとにぎわいのある沿道景観の形成に向け、敷地の公開空地化・歩道化や緑化を促進します。
- ・国道163号沿道については、ロードサイド型店舗等、周辺の居住機能と調和した事務所、展示施設などの沿道サービス機能の立地を誘導します。

## 2-2 都市施設整備の方針

### 2-2-1 道路・公共交通・自転車環境等の整備方針

#### (1) 道路整備の方針

##### 1) 安全で快適な道路空間の創出

- ・都市計画道路や主要生活道路の安全で快適な道路空間の確保に向けて、ゆとりある歩行空間や、ユニバーサルデザインを考慮した道路空間の整備を推進します。
- ・豊秀松月線においてはシンボルロードにふさわしい安全で快適な高幅員歩道を整備するなど、沿道とも連携した賑わいとゆとりある街路景観の形成に取り組みます。
- ・道路は、交通機能のほか、オープンスペースとしての機能やライフラインの埋設空間としての機能など、重要な役割を果たしていることから、整備推進と維持管

理の充実を図ります。

- 既存道路施設の損傷・劣化等を将来にわたって把握することにより、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化を図りつつ、予防的な修繕及び計画的な更新を推進します。
- 「歩行者利便増進指定制度」(※)の活用なども含め市民参加・協働を視野に入れた道路の維持管理を図ります。
- 長期未着手の都市計画道路については、今後、交通需要が減少に転じることや、社会経済情勢等を踏まえ、今後の実現性や整備に要する期間、地域の意向等を総合的に勘案し、必要に応じて見直しを進めます。

## 2) 国道・府道等の整備

- 国道1号・163号、府道京都守口線・府道大阪中央環状線等の国道・府道については、安全で快適な道路空間の整備を国・府等関係機関に要望します。
- 第二京阪道路に接続する淀川左岸線延伸部の整備については、実現に向け関係機関と連携し、円滑な都市交通の実現を目指します。

## (2) 公共交通整備の方針

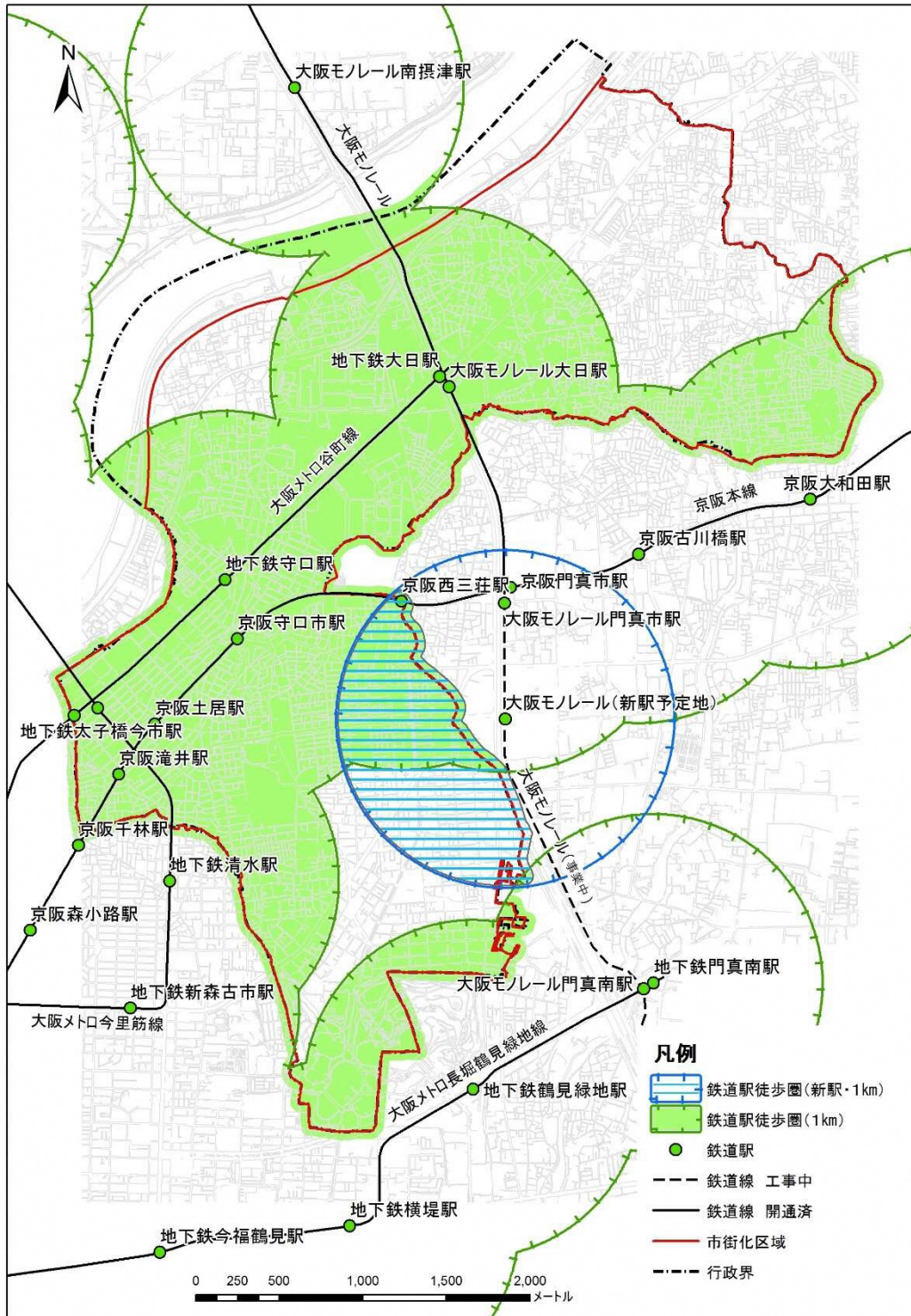
### 1) 鉄道網の充実

- 大阪モノレールについては、門真市駅から延伸が予定されており、既存の放射状の鉄道路線と連絡し、広域的なネットワークが形成されることで、広域圏と市域圏のさらなる交流、連携が期待されるとともに、本市における公共交通環境のより一層の充実に向け、門真市駅と(仮称)門真南駅間への新駅の設置を目指します。〈将来鉄道駅勢圏図〉

### 2) 公共交通の利便性向上と利用促進

人口減、高齢化を踏まえた上で、路線バスの継続、コミュニティバスやデマンドタクシーなどにより交通利便性を確保するため成熟した都市型の地域公共交通の在り方を検討します。

<将来鉄道駅勢圏図>



### (3) 自転車環境等の整備の方針

#### 1) 自転車利用環境の充実

##### ①自転車走行環境の整備

- 自転車は利便性や経済性に優れ、環境負荷の低減や交通渋滞の抑制にも効果的であることから自転車利用を推進します。そのため「守口市自転車活用推進計画」に基づき歩行者と自転車の通行位置の分離することにより、自転車の利便性向上を図り、同時に歩行者の安全性を確保します。



●自転車通行帯（自転車レーン）

##### ②効率的・適正な自転車駐車環境の整備

- 鉄道駅周辺への自転車・バイク利用者に対応するため、指定管理者による効率的で利用しやすい自転車駐車場の運営など、自転車等を安全で適正に利用できる環境づくりを推進します。

##### ③自転車利用の促進

- 自転車駐車場の指定管理者によるレンタサイクル導入など、自転車の利用しやすい環境を整備します。

#### 2) 交通安全施設の整備

- 安全に配慮した街路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の維持、整備を推進します。

#### 3) 放置自転車の抑制

- 放置自転車の移送件数は減少傾向にありますが、道路などにおける歩行者等の安全な通行と災害時における防災活動の確保を図るとともに、都市の美観を保持するため、引き続き、駅周辺を中心とした自転車放置禁止区域の指定の継続や啓発等の放置自転車対策を推進します。

### 2-2-2 下水道及び河川整備方針

#### (1) 下水道の整備方針

##### 1) 災害に強い下水道の整備

##### ①下水道施設の耐震化

- 被災時において最低限必要な下水道機能の確保を図るため、「下水道総合地震対

策計画」を策定し、重要な下水道施設及び管渠の耐震化を推進します。

## ②浸水対策の推進

- ・寝屋川流域総合治水対策として、河川事業との合意形成を図りながら雨水対策事業を推進します。
- ・浸水被害の軽減に向け、下水道事業計画に基づく浸水対策事業を進めるとともに、大阪府が流域下水道事業で施工している「門真守口増補幹線」の早期完成に向け連携協力を図ります。
- ・下水道事業と河川事業の連携を図り、総合的な雨水対策を推進します。

## 2) 放流水質の維持

- ・下水処理場からの処理水は寝屋川を通じて大阪湾に注いでいるため、流域の水質が適切に保たれるよう放流水質を維持していきます。

## 3) 下水道施設の効率的な維持管理と更新

- ・下水道については、良好な生活環境を保ち、市民の暮らしを守る重要なインフラであることから、公共用水域の汚濁負荷軽減や、災害時のインフラ機能の確保といったより高度かつ多面的な機能の充実を図るとともに、適切な維持管理により、施設の長寿命化を目指します。また、老朽化が著しい施設については改築更新に取り組みます。
- ・膨大な下水道資産の維持管理を効率的に進めるため、長期的な視点に立ったストックマネジメント計画を策定し、老朽化した下水道施設の維持管理を推進します。特に老朽化が著しい施設については、民間活力の導入も視野に入れ、建て替えに向けた事業に取り組みます。

## (2) 河川の整備方針

### 1) 治水防災対策の推進

- ・河川については、洪水などに対して安全で安心できる川づくりを目指して、関係機関と連携しながら計画的な河川改修及び市民に親しまれる水辺空間づくりを推進します。
- ・国が管理する淀川のスーパー堤防化については、まちづくり等複合的に効果のある地区において、その事業化にあたっては、国と連携しつつ、計画区域内の住民等との調整が円滑に進むように努めます。
- ・下水道事業と河川事業の連携を図り、総合的な雨水対策を推進します。

### 2) 淀川の利用促進

- ・淀川は、市民にとって貴重な自然環境が享受できる数少ない親水空間であり、またスポーツやレクリエーションの貴重な空間であることから、多様な生物の生息地としての環境の保全や再生に努めるとともに、市民のニーズに配慮した整備を、国等に要望します。〈下水・河川整備方針〉

<下水・河川整備方針>





## 2-2-3 公園・緑地の整備方針

### (1) 公園・緑地の整備方針

#### 1) 淀川河川公園及び鶴見緑地の保全と活用

- 淀川河川公園や鶴見緑地については、市民や関連機関と連携することで、適切な維持管理を図り、市民の利用を促進します。
- 未整備部分が残されている淀川河川公園は、スポーツやレクリエーションの空間とするなど、市民のニーズに配慮した整備を国等に要望します。

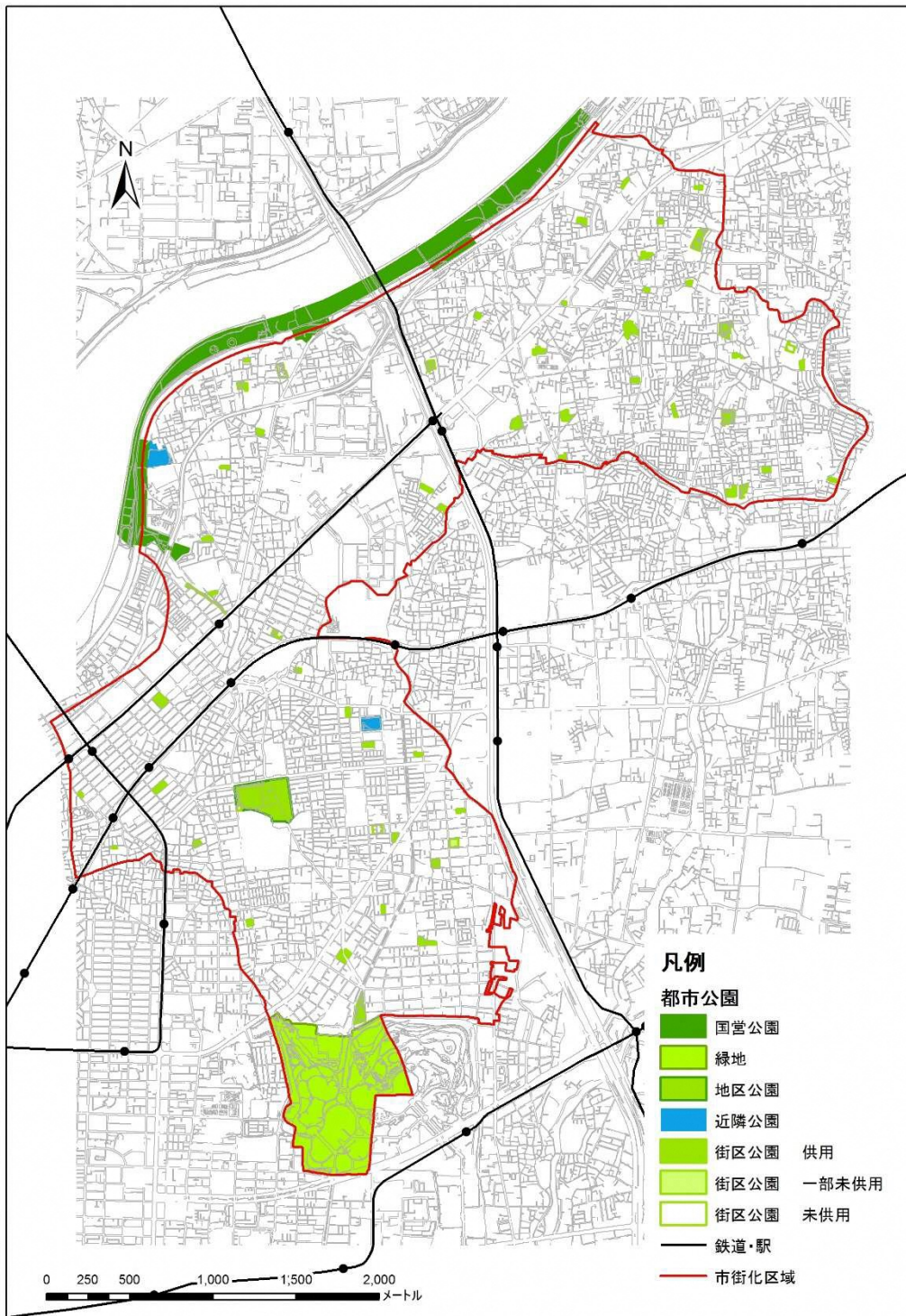
#### 2) 市街地内の公園の整備と再整備

- 守口市公園整備方針に基づき、集約を含めた公園の配置や機能分担により整備、再整備を行います。また未開設の都市計画公園についても集約、再編を念頭に見直しを行います。
- 整備においてはLED照明など環境に配慮した省エネルギー化を行うとともに、施設の整備に際しては全ての人々が安心して利用できるよう施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- 守口市地域防災計画に基づき、災害時等に避難できる比較的面積の大きな公園については一時避難場所として位置付けるとともに、防火樹林や太陽光を利用した照明を設置するなど防災機能の強化を行います。

#### 3) 協働による公園づくりや公園管理

- 公園等の整備にあたっては、ワークショップ等、市民や企業等との参加による仕組み作りを進めるとともに、清掃や緑化活動など公園の管理においても市民参加や協働を推進します。
- 市民や企業等と連携・協働を行い、市内の「緑・花活動」を推進することを目的とした協議会を設立し、維持管理活動だけでなく相互の情報交換、情報発信を行います。〈公園・緑地方針図〉

<公園・緑地方針図>



## 2-3 環境に配慮した都市形成の方針

### 2-3-1 環境に配慮した都市環境形成の方針

#### (1) 環境配慮型都市の実現

##### 1) 再生可能エネルギー等の利用促進

- ・市域における再生可能エネルギーの利用の促進を図り、環境配慮型都市の実現を目指します。
- ・低炭素社会への転換のため、電気自動車（EV）や燃料自動車（FCV）の普及や充電用インフラの整備等を促進します。
- ・天然ガス、低燃費自動車等、低公害車の普及に関する啓発を行うとともに、クリーンエネルギーの使用等を促進します。

##### 2) ヒートアイランド対策

- ・ヒートアイランド現象を抑制し、過ごしやすい都市環境を形成するため、道路の歩道部等における透水性・保水性舗装や校庭の芝生化、建物表面の蓄熱の軽減等、地表面や建物の温度を下げるための方策を推進します。



●大日駅前ターミナル微細ミスト

- ・建築物の屋根における高反射率塗装、屋上緑化等の対策を促進します。

##### 3) 省エネルギー・資源循環等の推進

- ・かけがえのない環境を次代に引き継ぐため、資源循環や省エネルギー、緑化など、都市施設の整備や民間の開発等における環境配慮の取り組みを、関係機関や事業者とともに推進します。
- ・家庭や地域での生活及び事業活動における資源リサイクルや省エネルギー、3R（リデュース：ごみの発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）の実践など環境に配慮した取り組みを市民や事業者とともに推進します。

#### (2) 公害のないまちづくり

- ・工場及び事業場における騒音等については、法令に基づく発生源対策を行います。また地域のルールづくりを進め、地域の企業と住民が、相互に安心して働きやすく住みやすい環境づくりを目指します。

## 2-3-2 みどりと調和した都市環境形成の方針

### (1) 「みどりの風」の軸の形成

- ・ヒートアイランド現象の緩和や、公民一体となったみどりづくりを促進するため、守口都市軸である国道1号・府道京都守口線沿道及び広域軸である府道大阪中央環状線沿道を「みどりの風の軸」と位置付け、大阪府等関係機関と連携し、街路樹等の整備と、民有地緑化の支援を併せて実施する「みどりの風の道形成事業」を推進します。

### (2) 市街地内での緑被率の向上

- ・みどりの環境に基づき、市の管理する施設等の緑化に努めると共に公園や道路空間の緑化等を進め、緑・花の充実を図ります。

### (3) 農地の保全

- ・都市農地については、災害時における活用、生物多様性の確保、良好な景観形成など、都市における貴重な緑地として、多面的な機能の発揮を図れるよう「生産緑地地区」制度も活用しつつ、適正な保全に努めます。

### (4) 市民による緑・花活動の促進

- ・市内での公共花壇等で緑・花活動を行っている団体と、それらを支援する法人等による協議会の設立や、公園の指定管理者との連携や協議会の運営により、緑・花活動を推進します。また、緑・花グループやボランティアグループ、緑・花に関心のある企業、学校と連携し市民による緑・花活動しやすい環境作りを推進します。

## 2-4 都市景観の形成方針

### 2-4-1 都市景観の形成方針

#### (1) 都市の顔となる景観づくり

##### 1) 都市核周辺における個性と魅力ある景観の形成

- ・市の玄関口や交流拠点となる都市核周辺においては、にぎわいと活力があり、本市の顔となる魅力的な景観の創出を目指し、質の高い公共空間整備、建築物のデザインへの配慮などを公民の役割分担のもとに推進します。

##### 2) 都市軸等における良好な沿道景観の形成

- ・都市軸沿道については、緑化を中心とした景観誘導を図り、緑を感じられる沿道景観の形成を促進します。
- ・主要な道路については、道路の機能や周辺の土地利用等の特性に応じ、良好な沿道景観の形成に向けた整備・誘導を図ります。
- ・府道大阪中央環状線沿道区域については、大阪府景観条例・大阪府景観計画（※）に基づく景観誘導を大阪府と連携しながら推進し、都市の営みのなかに緑の豊かさが織り込まれた、連続性が感じられる景観の形成を促進します。

##### 3) 歴史・文化資源を活用した景観形成

- 京街道（※）や文祿堤については、大阪府景観条例・大阪府景観計画に基づく景観誘導を大阪府と連携しながら推進し、伝統的な雰囲気を持ったまちなみや、道標等の歴史的資源が残る街道の沿道であることを意識し、街道としてのつながりを意識した景観づくりに取り組みます。



●文祿堤イメージ

#### 4) 緑地軸を活かした景観づくり

- 淀川、鶴見緑地、西三荘ゆとり道（※）については、緑の景観の骨格としての活用を推進します。
- 淀川沿岸区域については、親水空間の保全といった観点も含め、大阪府景観条例・大阪府景観計画に基づく景観誘導を大阪府と連携しながら推進します。

#### (2) 市街地景観の質的向上

##### 1) 景観に配慮した公共施設の整備

- 道路や公園等の都市施設は、景観形成に大きな役割を果たすことから、整備・再整備に際しては地域と調和した景観づくりを目指します。
- 学校やコミュニティセンター、文化スポーツ施設等の公共施設の整備・改修に際しては、周辺環境に配慮した整備に努めます。

##### 2) 地区の特性に応じた良好な景観の形成

- 開発行為等により土地利用が更新される用地は、周辺部の緑化など、地域の特性に応じた景観づくりを誘導します。
- その他の民有地においても、市民等の協働や企業等の協力により良好な都市景観の形成を図ります。

##### 3) 屋外広告物の適正化

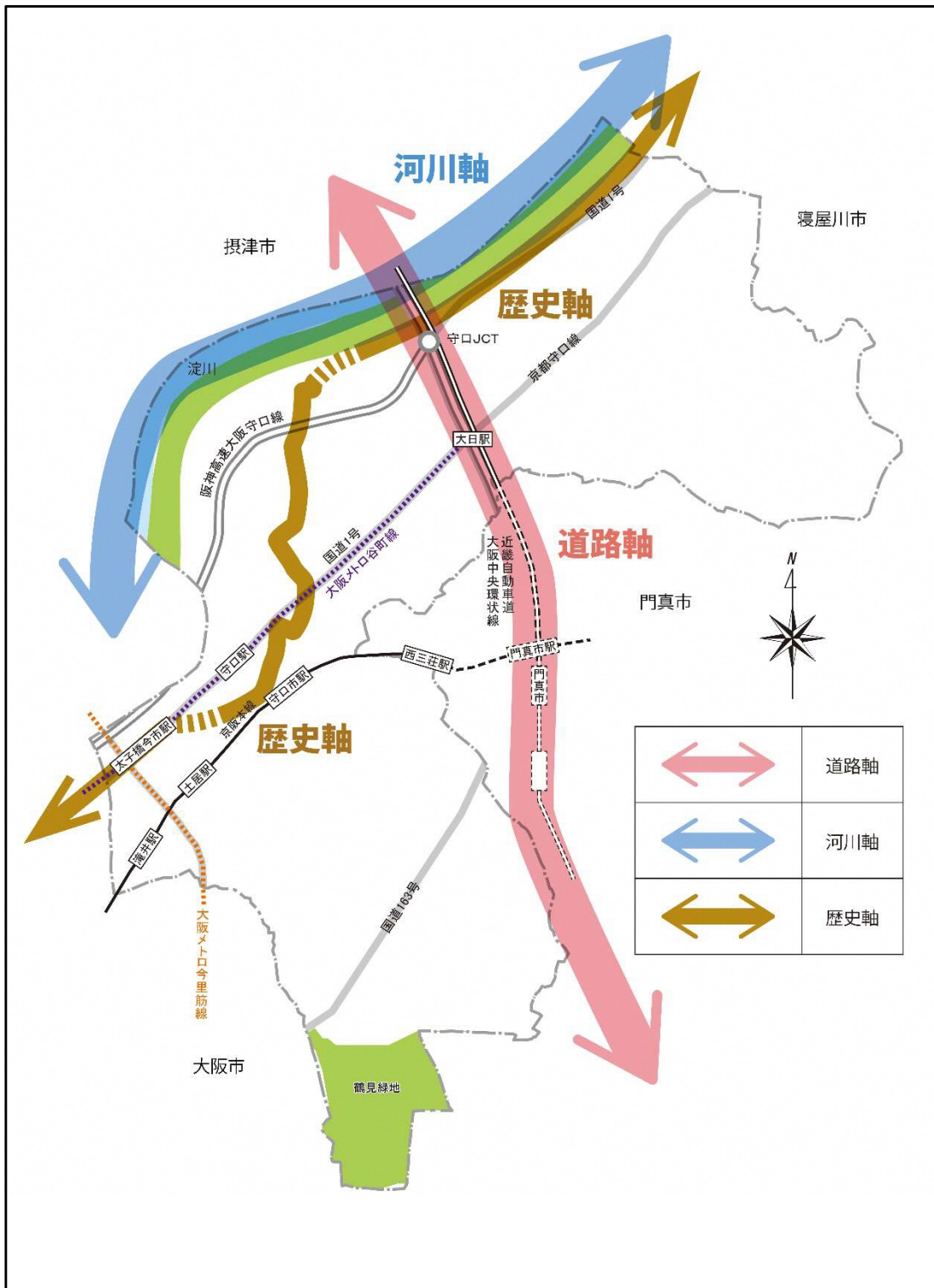
- 景観を阻害する屋外広告物をなくすため、市民・事業者と一体となって屋外広告物の掲出や表示の適正化を、大阪府と連携しつつ取り組みます。

#### (3) 市民・事業者との協働の推進

##### 1) 協働によるきめ細かな景観づくりの促進

- 協働によるきめ細かな景観づくりの促進のため、景観に関する地域のルール作りを促進します。

〈都市景観形成方針図〉



## 2-5 都市防災の方針

### 2-5-1 災害に強い市街地の形成

#### (1) 震災・火災に強い市街地形成

##### 1) 密集市街地の改善など防災まちづくりの推進

- ・「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に位置付けられている低層木造住宅等の密集する市街地については、大阪府との連携により、防災性の向上を推進します。
- ・特に延焼の危険性や避難の困難性が高い大日・八雲東町地区、東部地区においては住宅市街地総合整備事業により、道路の拡幅整備や老朽化住宅の除却、建替え等、地域に応じた施策を推進します。

##### 2) 市街地の不燃化・耐震化

###### ①市街地の不燃化

- ・防火・準防火地域の指定、並びに密集市街地においては、防災街区整備地区計画に基づき耐火建築物・準耐火建築物への建替えを、引き続き適切に誘導するなど、都市の不燃化を推進します。

###### ②住宅・建築物の耐震化

- ・「守口市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進します。このため、あらゆる機会を捉えて市民への情報発信を続けるとともに、木造住宅の耐震化工事を促進するため、耐震改修に対する支援を強化します。

###### 3) ライフラインの強化

- ・ライフラインを強化するため、上下水道施設の耐震化を推進するとともに、関連事業者に対し、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保等を要望します。

#### (2) 洪水対策の推進

- ・一定規模の開発において、保水性、透水性の高いオープンスペースの確保や急激な雨水の流出を抑制する一時貯留施設の整備を要望します。

#### (3) 避難地、避難路等の充実

##### 1) 避難地・避難所等の充実

- ・広域避難場所である淀川河川公園・鶴見緑地及び大枝公園だけでなく一時避難場所となる公園についても防災機能の整備・充実を図ります。
- ・市民の避難場所等を確保するため、防災協力農地の登録を推進します。
- ・避難所におけるマンホールトイレの整備を推進します。
- ・地震等の大規模災害が発生に対応すべく、幅広い事業者等と協力関係を構築します。

##### 2) 避難路・緊急交通路の充実

- ・避難路・緊急交通路となる道路については、延焼防止に役立つ耐火性の高い樹

木を取り入れるなど延焼防止とあわせ沿道施設の不燃化・耐震化を推進します。

(4) 協働による地域防災の推進

1) 防災に関する情報提供・啓発

- ・防災関連情報の提供など、市民の防災意識の高揚に向けた取組みを推進します。  
また、住民が作成する防災マップ等に対する支援や、地震・津波・洪水に関連する被害予測の見直し等、防災マップの充実、啓発を推進します。
- ・避難訓練の実施等地域コミュニティを活かした防災活動を推進し、避難対策の確立を推進するとともに、防災意識の向上に努めます。

2) 自主防災組織の結成促進等

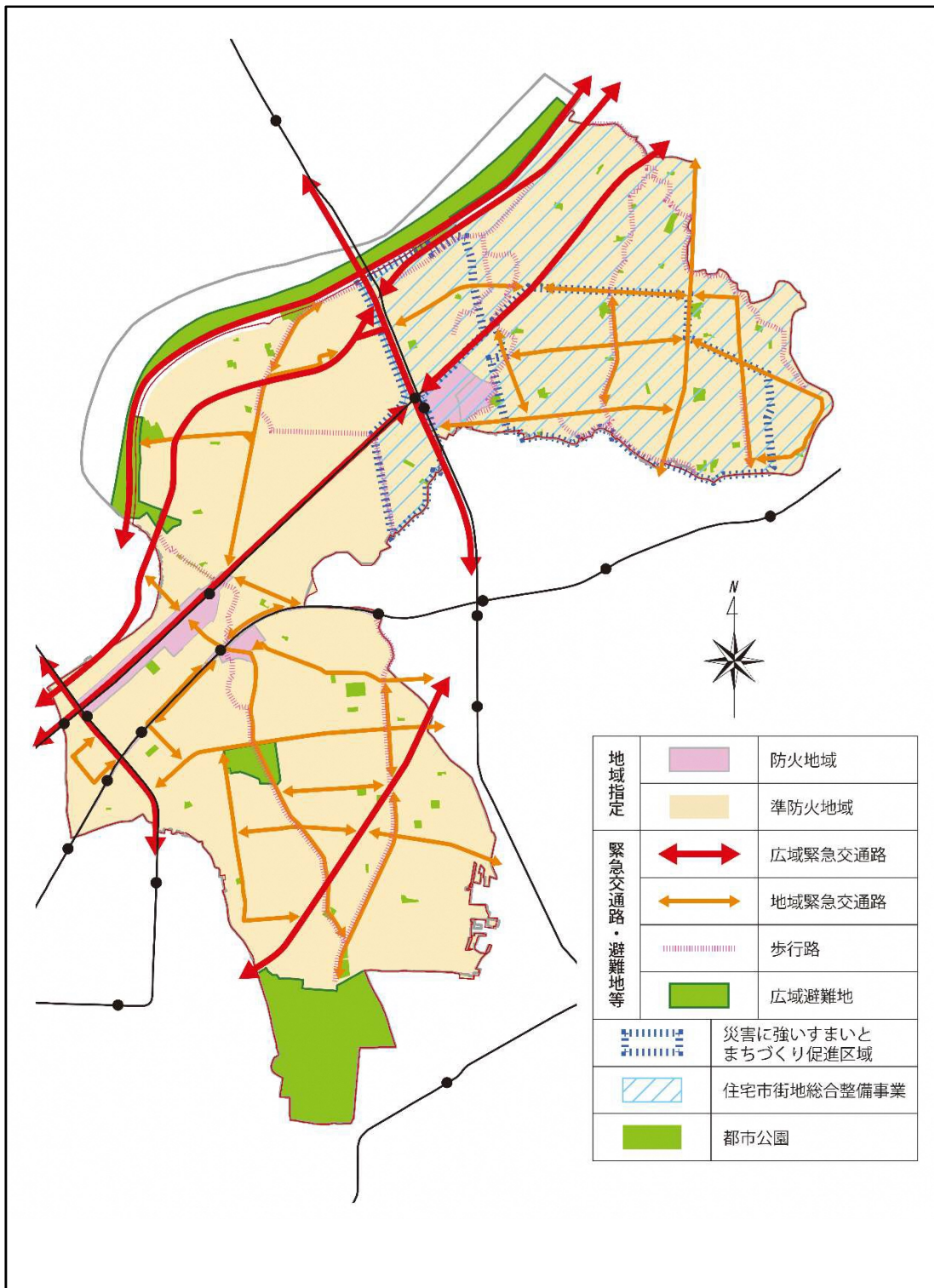
- ・自分達の地域は自分達で守るという意識の啓発、災害時要援護者対策の推進、市民との協働による防災訓練の実施などを推進し、住民同士で支え合いともに生きる安心な地域社会の実現に向けて、自主防災組織の結成など、自助・共助による地域防災活動を促進します。

(5) 迅速な復旧・復興への対策

- ・大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、被災前から復興まちづくりのプロセスを明確にするなどの事前復興の取組を推進し、平時からの事前の備えを着実に推進します。



<都市防災方針図>



## 2-6 その他の都市整備の方針

### 2-6-1 安全・安心な都市空間の形成方針

#### (1) ユニバーサルデザインの推進

##### 1) 駅周辺等におけるバリアフリー化の推進

- 平成 30(2018)年5月より制度化された「移動円滑化推進方針」(※)を策定し、今後の本市におけるバリアフリーに関する基本的な方向性等を定めます。またバリアフリー基本構想に定める重点整備地区では、引き続きバリアフリー化を推進します。
- 高齢者・障がい者、学識経験者、関係事業者及び行政等の参加する協議会において、特定事業の進捗状況管理、検証評価、基本構想の見直し等のスパイラルアップを図り、段階的・継続的な取組みに努めます。

##### 2) ユニバーサルデザインの導入

- 人にやさしい都市空間づくりを目指し、市役所等の公共施設や主要道路、公園等において、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、既存施設においてもバリアフリー化を促進します。

#### (2) 防犯に配慮したまちづくり

- 植栽の剪定や適正な配置、ネットフェンス、照明灯の設置等により、道路や公園等における見通しの確保を図り、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

### 2-6-2 住宅・住環境の整備方針

#### (1) 質の高い居住環境の形成

- 現行の「守口市開発行為指導要綱」の条例化を検討し、生活環境の変化を考慮した内容とするとともに、申請者にとっても分かりやすい基準、運用とすることで質の高い居住環境を形成します。

#### (2) 空き家対策の推進

- 適正な管理が行われていない空き家について、所有者への適正管理の必要性の説明、利活用制度の創設、除却に対する支援などの対策を行います。

#### (3) 長期に使用可能な市営住宅の供給

- 「守口市営住宅長寿命化計画」に基づき、定期的なメンテナンスや計画的なサイクルでの修繕を実施し、将来にわたって必要な戸数を見定めた上で、市営住宅の安定確保を図るべき世帯に対して必要な住宅供給を行います。また、耐用年限が近づいている市営住宅については、団地別の再整備計画を策定し、集約化又は既存ストックや民間賃貸住宅の空家の活用などを検討します。
- 市営住宅の管理手法について、管理水準の向上等を図るため、民間のノウハウ等を活用できる指定管理者制度の導入を推進します。

### 2-6-3 その他都市施設等の整備方針

#### (1) 水道施設

- 災害が発生しても水道水を安定して供給できるように基幹となる管路や施設の耐震化を計画的に進めます。また、災害時に広域的な水の融通ができるように災害連絡管を整備します。
- 市内に立地し、本市以外が運営する浄水場との連携体制を充実するとともに、適切な維持管理や環境整備について要望します。

#### (2) ごみ処理施設

- 大阪府ごみ処理広域化計画等に基づき、今後も適正かつ、効率的・持続可能な可燃ごみの広域処理を行います。

#### (3) 斎場・霊園

- 飯盛霊園については、門真市、大東市、四條畷市と連携し、適切な維持管理を推進します。

#### (4) その他の公共施設

- 守口市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の市民ニーズを見据えた施設サービスや公共施設のあり方を見直し、計画的かつ効率的な施設整備や維持管理による長寿命化を行います。

## 第V章 計画の実現に向けて

### 1. 基本的な考え方

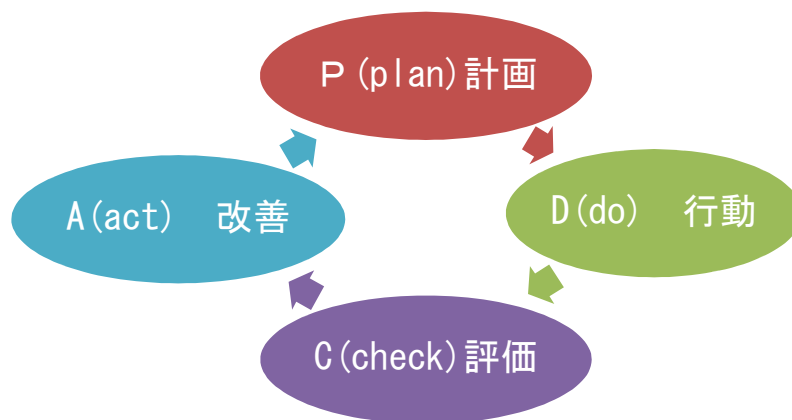
- 本計画では、第6次守口市総合基本計画の将来像「いつまでも住み続けたいまち 守口～暮らしやすさがちようどええ♪～」を踏まえ、その実現に向けた都市計画分野における方針を分野別に示しました。
- 本計画を実現するためには、行政内部の連携はもちろんのこと、行政、企業、市民等がまちづくりの方向性を共有することが必要です。

### 2. 多様な主体によるまちづくりの推進

- 良好な環境や地域の価値の維持・向上を図るため、市民・企業・事業者・地権者などを中心とした組織と連携したまちづくりに取り組みます。
- 市民との協働により、まちづくりに活用できる資源の発掘や公共施設等を含めた既存の施設の活用など行政の分野にとられない市民のアイディア、視点を活かしたまちづくりを推進します。

### 3. まちづくりのマネジメント

- 都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針として、まちづくりの目標とその実現に向けた方針を示すものです。、まちづくりの目標を実現するためには、長期の期間を有することから、継続的な取組みが求められる一方で、上位計画の変更や社会経済状況の変化等、今後の動向・変化に柔軟に対応していく必要があります。
- そのため計画期間中であっても、PDCAサイクルによる都市計画マスタープランの点検・検証を行い、都市計画としての継続性や安定性に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 用語の説明

本文中に※を付けた用語について説明しています。

### 生産緑地地区

生産緑地法に基づき、農地として管理することを義務付けられた保全する農地である。また、生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められる区域。

### 土地の高度利用

道路などの公共施設の整った地域で、公共空地の確保や中高層建築の誘導などにより、限られた土地を効率的に利用すること。

### 流域下水道

複数の地方公共団体の下水を処理するために都道府県が設置する大規模な下水道。

### スーパー堤防（高規格堤防）

洪水や地震等に対する安全性をより高めるため、堤防に隣接する土地を堤防の高さまで盛土して一体化させ、幅の広い、勾配の緩やかな構造とした堤防。

### 高度浄水処理水

トリハロメタンの除去を目的に、従来のろ過方式に、オゾン処理、粒状活性炭処理を加えて処理した水。

### 一部事務組合

複数の地方自治体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法第 284 条 2 項により設けられるもの。

### 都市基盤

道路、公園、下水道など、都市生活の基盤となる施設のこと。

### エリアマネジメント

一定の地域（エリア）における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による合意形成や財産管理、事業・イベント等の実施、公民連携などといった主体的な取組。

## **まちづくり会社**

主に中心市街地のまちづくりを推進する主体として設立する会社。地域密着型の公益性と企業性を併せ持ち、地域におけるディベロッパーとして、ハード・ソフトの両面から中心市街地の再生に取り組むことが期待される。

## **住宅市街地総合整備事業**

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行う事業。

## **歩行者利便増進指定制度**

「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」などの新しいニーズの高まりから、このような道路空間の構築を行いやすくするため、道路法において創設された制度。

## **京街道**

大阪城京橋口（のち高麗橋）を起点に、京都へ通じる街道で豊臣秀吉が淀川堤防を改修し、その堤防を道として利用したのがはじまりといわれる。

## **西三荘ゆとり道**

鶴見緑地と淀川河川公園を結ぶ本市の歩行路ネットワークの骨格として整備された歩行路15号線の愛称。

## **移動円滑化推進方針**

バリアフリー法において、国が定める基本方針に基づき、区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について定める方針。

## 守口市都市計画マスタープラン

---

発行 守口市都市整備部都市・交通計画課

〒570-8666

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号

TEL 06-6992-1685

FAX 06-6992-1303

令和3年3月

---









守口市